メタデータ	言語: jpn					
	出版者: 明治大学史学地理学会					
	公開日: 2009-02-13					
	キーワード (Ja):					
	キーワード (En):					
	作成者: 江川, 式部					
	メールアドレス:					
	所属:					
URL	http://hdl.handle.net/10291/1570					

江 川 式 部

要旨 唐朝祭祀儀礼においては、規定と実際との乖離の問題があり、従来の研究では規定は規定として、実際は実際として、あるいはその相互の連関に関心が注がれてきた。祭祀儀礼において神に酒を奉げる献酒の場面は、その祭祀の根幹をなす重要な儀式である。献酒は祭祀の規模によって3度(三献)または1度(一献)行われる。献酒の担当者はその祭祀の主催者であり、皇帝が直接執祭する場合には、皇帝が初めの献酒すなわち初献を務めるのであるが、2番目の亜献、3番目の終献については、規定と実例とで差違があり、また実例についても徐々に変化をしていく。本稿ではこうした三献の儀式内容をまず整理し、その制度的沿革を明らかにしたうえで、唐代における規定と実際それぞれの背景を考察する。

『開元礼』の皇帝親祭における三献規定は、漢代のそれを典拠としており、また『開元礼』の有司摂事における規定は、三国東晋時代に皇帝親祭が行われなかった時期の実例を参考にして組み立てられたと考えられる。一方実際に行われた祭祀での三献担当者についてみてみると、皇帝親祭の場合、唐初から睿宗期までは慣例らしいものはみられないが、開元に入ると、親王が亜献・終献をつとめ、やがて皇太子亜献・親王終献へと固定されていく。皇帝親祭における三献が、諸官を排除し李氏のみで占められる様子は、国家祭祀が皇室李氏の祭祀へと矮小化したようにもみえる。しかし当時、有司摂祭で行われる常祀の体制が整うことによって唐朝の国家祭祀そのものは拡大していたのであり、皇帝親祭は国家祭祀の一形態となっていったとみるべきである。そして親祭の三献から切り離され、定例化した祭祀にのみ献奠の場を制限されることになった官僚たちは、有司のみで行われる摂祭に政治的意義を見出すことができず、やがて有司摂祭は形骸化の途をたどることになるのである。

キーワード:唐朝祭祀、三献、親祭、有司摂祭、『大唐開元礼』

はじめに

唐朝の祭祀儀礼は、制度條文からみた場合、実際の運用との間に少なからず相違する部分を 認めることができる。こうしたことは、唐以前にも生じていた事象であろうが、成文礼として の『大唐開元礼』(1)(以下『開元礼』と簡称する)が残されているが故に、唐朝の儀礼に到って ようやくその乖離の実態が把握できるのである。そしてそうした乖離は、『開元礼』が唐朝の 礼典として存在し続ける間残されていったと考えられる。

魏晋南北朝以来,現実の官僚制的身分秩序と並行して,礼制および礼的秩序が厳然と存在し,それが律令制・貴族制とともに時代の柱のひとつとして機能してきたことは,すでに小林聡氏が指摘し⁽²⁾,また秦漢以来の皇帝制度が,この礼制秩序をよりどころとして伸長展開されてきたことは,金子修一氏が詳細に跡付けてきた一連の皇帝祭祀研究の成果によっても明らかである⁽³⁾。こうした礼制の構築や,皇帝祭祀の展開は,唐から宋あるいは中世から近世へと移り行く時代にあって,遺物とはならずに受け継がれ,更に新たな進展をみていったのである⁽⁴⁾。

唐代の礼制は、中国儀礼史においては上記の意味でいわば過渡期の制度と考えられるが、その制度・運用についての基礎的研究は未だ乏しいのが現状である。したがって、先の制度と実際の乖離についても、それを乖離と把握できるだけの史料研究が始まった段階であって、その理由や背景については未解明な部分が多い。とくに、『開元礼』に記される礼器礼物や儀式所作については、祭祀の実例史料では確認できないものが多く、なぜそこにそう記されるのかということを明らかにしなければ、『開元礼』の存在意義を置き去りにしたまま、実際との相違からのみ、その行用問題(5)を考えてしまうことにもなりかねない。

本稿では儀礼史上の過渡期としての唐朝礼制のありさまを明らかにするために、先の規定と 実際という視点をもって、それぞれの事情を精査してみたいと思う。その方法として、ここで は祭祀儀礼の献奠に関する諸問題をとりあげる。いうまでもなく神に酒を奉げる献酒は、その 祭祀の根幹をなす重要な儀式である。従前この献奠に関わる酒類・水・儀式についての基礎研 究を行い⁽⁶⁾、それぞれの意味を考察してきた。その過程で、規定と実際の乖離という問題が浮 上した。唐朝は祭祀の運営にあたってこうした乖離を承知していながら、『開元礼』そのもの に改訂を加えることはしていない。だとすれば、その乖離を放置しつづけるという点に、『開 元礼』の性格、ひいては唐代礼制の特徴の一端があるのではないかと考えたのである。

唐朝祭祀において、献奠は3度(三献)または1度(一献)行われる。この回数の差は何に基づくものなのか。また献酒の担当者はその祭祀の主催者であり、酒のやりとりを通じて神に祈りをささげる。皇帝が直接執祭する場合には、皇帝が初めの献酒すなわち初献を務めるのであるが、2番目の亜献、3番目の終献については、規定と実例とで差違があり、実例についても徐々に変化をしていく様子がみてとれる。この背景にはなにがあるのか。本稿ではまず、こうした三献の儀式内容を整理し、その制度的沿革を明らかにしたうえで、祭祀の実例における三献の諸問題をみていきながら、唐代における祭祀儀礼の、規定と実際の問題について考察していきたいと思う。

第一章 三献の儀式とその内容

1. 『開元礼』の三献儀礼

唐代における三献の儀式内容は、『開元礼』各巻に載せられた儀式次第の「進熟」または「饋食」の部分によって知ることができる。「進熟」や「饋食」は祭祀儀礼の一部分(儀節)で、郊祀の場合は「進熟」、廟享では「饋食」といい、いずれもその祭祀の最も重要な部分となる神霊に酒類を奉げて祝文を読み上げるという儀式内容を説いている。では具体的にどのようにおこなわれるのであろうか。三献の手順そのものはおおむねどの祭祀も大差はないので、いま『開元礼』巻四・皇帝冬至祀圜丘の「進熟」條よりその部分を取り上げることにする。長文なので、適宜分段し、また語句説明は必要最小限にとどめて、読みすすめてみたい。

准孰

- 〔一〕 太常卿引皇帝, 詣上帝尊所。執尊者挙幕。侍中賛酌汎斉訖, 寿和之楽作。太常卿引皇帝, 詣昊天上帝神座前, 北面跪, 奠爵, 俛伏, 興。太常卿引皇帝少退, 北向立。楽止。 太常卿は皇帝を引き, 上帝(昊天上帝)の尊所(酒器が置いてある場所)に詣る。執尊者幕(酒器に被せてある覆い)を挙ぐ。侍中汎斉(酒類の呼称)を賛酌し訖り, 寿和の楽(音楽の名称)作る。太常卿は皇帝を引き, 昊天上帝の神座前に詣り, 北面して跪き, 爵を奠き, 俛伏(うつむき伏す)し, 興つ。太常卿は皇帝を引きて少や退き, 北向して立つ。楽止む。
- 〔二〕 太祝持版,進於神座之右,東面跪,読祝文曰「維某年歲次月朔日子,嗣天子臣某,敢昭告於昊天上帝。大明南至,長晷初升,万物権與,六気資始。謹遵彝典,慎修礼物,敬以玉帛犠斉,粢盛庶品,備茲禋燎,祗薦潔誠,高祖神堯皇帝配神作主。尚饗」訖,興。皇帝再拝。初読祝文訖,楽作。太祝進,跪奠版於神座,興,還尊所。皇帝拝訖,楽止。 太祝版(祝文を載せた版)を持ち,神座の右に進み,東面して跪き,祝文を読みて曰く「維れ

某年歳次月朔日子、嗣天子臣某、敢て昊天上帝に昭告す。大明(太陽)南至し、長晷(太陽の運行をはかるためにたてた柱のかげ)初めて升り、万物権輿(はじまる)し、六気(天地間にある陰・陽・風・雨・晦・明の六つの気)資始(ここより始まる)す。謹んで彝典(守るべき常道)に遵い、慎んで礼物を修め、敬んで玉帛犠斉、粢盛庶品を以て、茲に醴燎(柴を燔いて煙を立ち上らせて天をまつる)を備え、祗に潔誠(清らかなまごころ)を薦め、高祖神堯皇帝もて配神作主(高祖の神主をあわせまつる)す。尚くは享けよ」訖り、興つ。皇帝再拝す。初め祝文を読み訖り、楽作る。太祝進み、跪きて版を神座に奠き、興ち、尊所に還る。皇帝拝し訖り、楽止む。

〔三〕 太常卿引皇帝, 詣配帝酒尊所。執尊者举冪。侍中取爵於坫, 進。皇帝受爵。侍中賛酌汎 斉訖, 楽作。太常卿引皇帝, 進高祖神堯皇帝神座前, 東面跪, 奠爵, 俛伏, 興。太常卿引皇帝 少退, 東向立。楽止。

太常卿は皇帝を引き、配帝の酒尊の所に詣る。執尊者冪を挙ぐ。侍中爵を坫(爵を置く台)に取り、進む。皇帝爵を受く。侍中汎斉を賛酌し訖り、楽作る。太常卿は皇帝を引き、高祖神堯皇帝の神座前に進み、東面して跪き、爵を奠き、俛伏し、興つ。太常卿は皇帝を引きて少や退き、東向して立つ。楽止む。

- [四] 太祝持版,進於神座之左,北面,跪,読祝文曰「維某年歲次月朔日子,孝曾孫開元神武皇帝臣某,敢昭告於高祖神堯皇帝。履長伊始,粛事郊禋,用致燔祀於昊天上帝。伏惟慶流長発,徳冠思文,対越昭升,永言配命。謹以制幣犧斉,粢盛庶品,式陳明薦,侑神作主。尚饗」訖,興。皇帝再拝。初読祝文訖,樂作。太祝進,跪奠版於神座,興,還尊所。皇帝拝訖,楽止。太祝版を持ち,神座の左に進み,北面し,跪き,祝文を読みて曰く「維れ某年歲次月朔日子,孝曾孫開元神武皇帝臣某,敢て高祖神堯皇帝に昭告す。履長(冬至)伊に始まり,粛んで郊禋を事(祀)り,用て燔祀を昊天上帝に致す。伏して惟うに慶び流れて長しく発われ,徳は思文を冠い(天にあわせまつられるにふさわしく),対越(天地神明に答える)して昭升(あきらかに上聞する)し,永く命に配する(天理に合する)を言う。謹んで制幣犧斉,粢盛庶品を以て,式もて陳べ明薦(きよくして神にすすめる)し,侑神作主す。尚くは饗けよ」訖り,興つ。皇帝再拝す。初め祝文を読み訖り,楽作る。太祝進み,跪きて版を神座に奠き,興ち,尊所に還る。皇帝拝し訖り,楽止む。
- [五] 太常卿引皇帝,進昊天上帝神座前,北向立。楽作。太祝各以爵酌上尊福酒,合置一爵一。太祝持爵,授侍中。侍中受爵,西向進。皇帝再拝,受爵,跪,祭酒,啐酒,奠爵,俛伏,興。太常卿は皇帝を引き,昊天上帝の神座前に進み,北向して立つ。楽作る。太祝は各おの爵を以て上尊の福酒を酌み,合せて一爵に置きて一とす。太祝は爵を持ち,侍中に授く。侍中爵を受け,西向して進む。皇帝再拝し,爵を受け,跪き,酒を祭り,酒を啐め,爵を奠き,俛伏し,興つ。
- [六] 太祝各帥斉郎進俎。太祝滅神前胙肉加於俎,以胙肉共置一俎上。太祝持俎以授司徒。司徒奉俎,西向進。皇帝受以授左右。謁者引司徒降,復位。

太祝は各おの斉郎を帥いて俎(犠牲を載せた脚つきの小盤)を進む。太祝神前の胙肉(そなえものの肉)を減きて俎に加え、胙肉を以て共に一俎上に置く。太祝俎を持ち以て司徒に授く。司徒俎を奉り、西向して進む。皇帝受けて以て左右に授く。謁者は司徒を引きて降り、復位す。

〔七〕 皇帝跪,取爵,遂飲,卒爵。侍中進受虚爵,以授太祝。太祝受爵,復於坫。皇帝俛伏, 興,再拝。楽止。

皇帝跪き、爵を取り、遂に飲み、爵を卒す。侍中は進みて虚爵を受け、以て太祝に授く。太祝 爵を受け、坫に復す。皇帝俛伏し、興ち、再拝す。楽止む。

〔八〕 太常卿引皇帝。楽作。皇帝降自南階,還版位,西向立。楽止。文舞退。鼓柷,作舒和之 楽。退訖,戛敔,楽止。武舞入,鼓柷,作舒和之楽。立定。戛敔,楽止。

太常卿は皇帝を引く。楽作る。皇帝南階自り降り、版位に還り、西向して立つ。楽止む。文舞 退く。鼓柷(奏楽の初めに打ち鳴らす楽器)し、舒和の楽作る。退訖り、戛敔(奏楽の終了時 にすりたたく楽器)し、楽止む。武舞入り、鼓柷し、舒和の楽作る。立定まる。戛敔し、楽止む。

〔九〕 初皇帝将復位,謁者引太尉,詣罍洗,盥手,洗匏爵訖,謁者引太尉,自東陛升壇,詣昊 天上帝著尊所。執尊者挙冪。太尉酌醴斉訖,武舞作。謁者引太尉,進昊天上帝神座前,北面跪, 奠爵,興。

初め皇帝将に復位せんとするや、謁者は太尉を引き、罍洗に詣り、手を盥い、匏爵(ひさごで作った爵)を洗い訖り、謁者は太尉を引き、東陛自り壇に升り、昊天上帝の著尊の所に詣る。 執尊者冪を挙ぐ。太尉醴斉を酌み訖り、武舞作る。謁者は太尉を引き、昊天上帝の神座前に進み、北面して跪き、爵を奠き、興つ。

〔十〕 謁者引太尉少退,復北向,再拝訖,謁者引太尉,詣配帝犧尊所,取爵於坫。執尊者举幂, 太尉酌醴斉訖,謁者引太尉,進高祖神堯皇帝神座前,東面,跪,奠爵,興。

謁者は太尉を引きて少や退き、復た北向し、再拝し訖り、謁者は太尉を引き、配帝の犠尊の所 に詣り、爵を坫於り取る。執尊者冪を挙ぐ。太尉醴斉を酌み訖り、謁者は太尉を引き、高祖神 堯皇帝の神座前に進み、東面し、跪き、爵を奠き、興つ。

〔十一〕 謁者引太尉少退,東向,再拝訖,謁者引太尉,進昊天上帝神座前,北向立。諸太祝各 以爵酌罍副酒,合置一爵一。太祝持爵,進太尉之右,西向立。太尉再拝受爵,跪,祭酒,遂飲 卒爵。太祝進受虚爵,復於坫。太尉興,再拝訖,謁者引太尉降,復位。

謁者は太尉を引きて少や退き,東向し,再拝し訖り,謁者は太尉を引き,昊天上帝の神座前に進み,北向して立つ。諸太祝は各おの爵を以て罍の副酒を酌み,合せて一爵に置きて一とす。 太祝は爵を持ち,太尉の右に進み,西向して立つ。太尉再拝して爵を受け,跪き,酒を祭り,遂に飲みて爵を卒す。太祝進みて虚爵を受け,坫に復す。太尉興ち,再拝し訖り,謁者は太尉を引きて降り、復位す。 〔十二〕 初太尉献将畢,謁者引光禄卿,詣罍洗,盥手,洗拭匏爵,升酌盎斉,献正座配座。終献如亜献之儀訖,謁者引光禄卿降,復位。

初め太尉の献将に畢らんとするや、謁者は光禄卿を引き、罍洗に詣り、手を盥い、匏爵を洗拭 し、升りて盎斉を酌み、正座(昊天上帝の神座)配座(高祖神堯皇帝の神座)に献す。終献は 亜献の儀の如くし訖り、謁者は光禄卿を引きて降り、復位す。

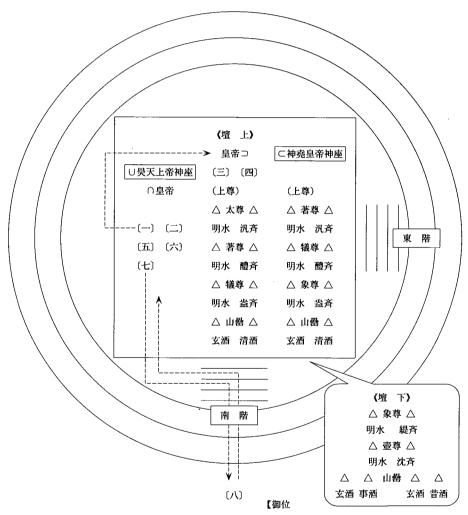
以上で皇帝・太尉・光禄卿による三献が終了する。南郊祭祀では昊天上帝に高祖神堯皇帝(李淵)の神主をあわせまつるため,昊天上帝へ献奠をおこなったあと,高祖の神座へも献奠を行う。そしてふたたび昊天上帝の神座前に立ち戻り,福酒を受けてから元の版位に還るのである。この〔一〕から〔八〕の皇帝初献のあと,謁者に導かれた太尉が,醴斉を以て同様に昊天上帝と高祖の神座に献酒を行い〔九〕〔十〕,また昊天上帝の神座前に戻ってきて福酒を受ける〔十一〕。ひきつづき同じく謁者に導かれた光禄卿が,盎斉を以て昊天上帝と高祖の神座に献奠を行う〔十二〕。皇帝・太尉・光禄卿と都合三回行われることから,これを三献とよぶのである。以下に儀式の流れを整理し,祭壇の略図を附す。

- [一] 太常卿に導かれた皇帝が、汎斉の入った爵を持ち、昊天上帝の神座前に詣り爵を奠く
- 〔二〕 昊天上帝への祝文誦読
- 〔三〕 太常卿に導かれた皇帝が,汎斉の入った爵を持って,高祖の神座前に詣り爵を奠く
- 〔四〕 高祖への祝文誦読
- 〔五〕 皇帝が昊天上帝の神座前に詣り、上尊の副酒(明水)を受ける
- 〔六〕 司徒が俎を皇帝に渡す
- 〔七〕 皇帝が爵を飲み干す
- 〔八〕 皇帝南陛より復位す
- 〔九〕 謁者に導かれた太尉が、昊天上帝に醴斉を献奠する
- 〔十〕 太尉が高祖の神座に詣り、醴斉を献奠する
- 〔十一〕 太尉が昊天上帝の神座前に戻り、福酒(玄酒)を受ける
- 〔十二〕 謁者に導かれた太常卿が、盎斉を以て昊天上帝と高祖の神座に献奠を行う

2. 『開元礼』三献の礼制構造

三献の儀式の内容が押さえられたところで、この儀礼の構造について整理しておきたい。 「皇帝冬至祀圜丘」では、皇帝が初献、太尉が亜献、光禄卿が終献という規定になっており、 身分秩序としては初献の担当者が最も高位で、これに亜献、終献が次ぐ形となっている。この 序列はほかの祭祀の規定においても基本となっており、三献を行う場合はすべて、初献が最高 位であり、かつその祭祀の責任者ということになる。

つぎに皇帝・太尉・光禄卿が三献に使用する酒類についてみてみると、皇帝は汎斉、太尉は 醴斉、光禄卿は盎斉である。『開元礼』には、祭祀用の酒類として汎斉・醴斉・盎斉・醍斉・ 沈斉・事酒・昔酒・清酒という八種の酒名が登場する。これを五斉三酒と総称するが、これら は古礼を典拠にしたものであって、唐礼においては祭祀の格付けによって使用範囲が限定され ている。この五斉三酒は、汎斉を最も高位とする格付けの概念を附加されており^の、したがっ



※○は神主及び皇帝の向き、△は酒尊の向き、一→は皇帝の進路、〔一〕~〔七〕は本論の分段に基づいて、皇帝初献の進行順を示す。また【 は皇帝の版位 ※酒尊△横の「太尊」等は酒尊の種類を、「明水」「汎斉」等は尊の中の酒類を示す ※上尊は、二つセットで置かれた酒尊のうち、上座に位置するものを指す ※唐の園丘は4層12 陸で長安城の南、明徳門外にあった。『考古』2000 年7期参照。 図では便宜上、上層の神座前の配置及び南階と東陸のみ示す

(『大唐開元礼』巻四・皇帝冬至祀圜丘より)

昊天上帝・配帝神座前酒尊配置想定図

て初献汎斉・亜献醴斉・終献盎斉の順に使い分けることで、それぞれの献奠の内容を差別化しているのである。また、こうした酒類が入っている酒尊にも、太尊・著尊・犠尊・象尊・壺尊・山罍という6種類があり、これも太尊を筆頭に格付けられている。

さらに儀式の流れの上で注意しておくべきなのは、皇帝が昊天上帝に続いて神堯皇帝への献酒と祝文誦読を行ったあと、また昊天上帝の神座前に戻って、福酒(この場合は太尊の上尊に入れられた明水)®を受け取り、これを飲み干していることである。この福酒は、神からの答礼としての賜酒を意味しており、これを受け取る所作を行うことで、皇帝と昊天上帝とのつながりが儀式の中で視覚的に表現されることになる。酒類を神に奉げ、神からの賜酒を受けるというのが、祭祀の最も重要な部分なのであって、献者は自身の身分位階と奉げる酒類の格とで神に礼をつくし、神の答礼を受けるという構造になっているのである。この「福酒」を受ける儀式は亜献・終献も同様に行われるが、そのさい賜酒として酌まれるのは玄酒であるという点で、明水を福酒とする皇帝の初献とは一線を画す。とはいえ、祭祀における献官の重要性は、この神との直接のやりとりを行うという点で、他の祭祀従事者とは異なると考えてよいだろう。ところで、国家祭祀の責任者として皇帝が初献を務めるのは当然として、なぜ太尉が亜献で、光禄卿が終献とされるのか、という問題が残る。太尉は三師・三公の一つであるし、光禄卿は九寺の一つ光禄寺の長官であって、品階だけでいえば同等の官職は他にもある®。じつはこれは典拠に基づく慣習に由来するものであるから、唐代の官制からだけではその理由はみえてこない。したがって次章では、その由来をみていきたいと思う。

第二章 三献の制度と沿革

1. 唐以前の三献と献官

祭祀における献酒の回数について『礼記』(10) 礼器には、

一献質 [鄭注:謂祭群小祀也]。三献文 [同:謂祭社稷五祀]。五献祭 [同:察明也。謂祭 四望山川也]。七献神 [同:謂祭先公]。

一献は質[鄭注:群小祀を祭るを謂うなり]。三献は文[同:社稷五祀を祭るを謂う]。五献は察[同:察明なり。四望山川を祭るを謂うなり]。七献は神[同:先公を祭るを謂う]。とあり,鄭玄注によれば,祭祀の別によって献酒の回数が異なることになる。また『通典』巻四二・礼二・沿革二・郊天上に載る周制の記述には,「為朝踐之献・・・七献」とあり,周制では「朝踐之献」すなわち天に対する祭祀では七献を行っていたという理解が,唐代には存在していた。しかし『開元礼』では三献説を採り,郊天に七献説を採用していない。つまり唐朝の郊天における三献は,『礼記』や『周礼』等の古礼に基づくものではないのである。では唐朝は何を典拠としたのか。

唐以前の史料をみていくと, 『続漢書』の百官志では郊祀において太尉は亜献, 光禄勲は三

献(終献)を務めることが記されており、三献が規定として存在していたことを確認できる⁽¹¹⁾。 以後南朝の郊祀では、梁武帝の天監七年(508)に三献をやめて一献のみとしたという記事が あるが⁽¹²⁾、やがて陳になると間もなく三献へと戻された⁽¹³⁾。一方北朝では、北斉⁽¹⁴⁾、北周⁽¹⁵⁾ そして隋⁽¹⁶⁾ とやはり三献が行われていたことが史料から確認できる。

このようにみてくると唐朝の郊祀における三献は、後漢以降の歴代王朝の事例に基づいて決定されたと考えてよいだろう。各史料にみえる南郊及び諸祭祀における三献の担当官を整理すると、表1のようになる。唐代の南郊祭祀での太尉亜献、光禄卿終献の典拠は、やはり後漢にさかのぼるものであることが認められる。唐代の光禄卿と後漢代の光禄勲とでは、職務内容としてはもはや別種のものであり、官制における意義も位置づけも当然異なるが⁽¹⁷⁾、『開元礼』

王 朝 名	祭祀の種類	初献	亜 献	終献	出 典
後漢	郊祀	皇帝	太尉	光禄勲	『後漢書』百官志
劉宋①孝建二年以前	南郊親祭	皇 帝	太 常	光 禄	『宋書』巻一四礼志
	南郊有司摂祭	太尉	太常	光禄勲	『宋書』巻一四礼志
劉宋②孝建二年以後	南郊	皇 帝	太 尉	光禄	『宋書』巻一六礼志
梁①天監七年以前	南郊(天地)	皇帝	太 尉	光禄	『隋書』巻六礼儀志
梁②天監七年以後	南郊(天地)	皇 帝	_	_	『隋書』巻六礼儀志
陳	南郊	皇帝	太 尉	光禄	『隋書』巻六礼儀志
北斉	南郊(圜丘)	皇 帝	太 尉	光禄	『隋書』巻六礼儀志
北周	南郊	皇 帝	冢 宰	宗 伯	『隋書』巻六礼儀志
唐	南郊(圜丘)親祭	皇 帝	太尉	光禄卿	『大唐開元礼』巻四
	南郊(圜丘)有司摂祭	太 尉	太常卿	光禄卿	『大唐開元礼』巻五

表 1-1 歴代王朝南郊(圜丘)祭祀三献一覧

# 1		再ルナキロタニローキ	6
ᅏ	-z	歷代王朝祭祀三献—	ы

王 朝 名	祭祀の種類	初献	亜 献	終献	出 典
宋	宗廟	皇帝	太尉	光禄	『宋書』巻一四礼志
梁	宗廟	皇帝	(太尉)?	(光禄)?	『隋書』卷六礼儀志
梁(天監七年以後)	迎気	皇帝	_	_	『隋書』巻六礼儀志
陳	宗廟	皇帝	(太尉)?	(光禄)?	『隋書』巻六礼儀志
北周	迎気	皇帝	冢 宰	宗 伯	『隋書』巻七礼儀志
	締給	皇 帝	皇 后	冢 宰	『隋書』巻七礼儀志
	春分朝日	皇帝	司徒	宗 伯	『隋書』巻七礼儀志
	社稷	皇 帝	家 宰	宗 伯	『隋書』巻七礼儀志
	先蚕	皇 后	昭化嬪	淑 嬪	『隋書』巻七礼儀志
	蜡	皇 帝	冢 宰	宗 伯	『隋書』巻七礼儀志
北斉	太社・帝社・大稷	皇 帝	司 空	司農	『隋書』巻七礼儀志
	高禖	皇 帝	皇 后	夫 人	『隋書』巻七礼儀志
	五郊迎気	皇 帝	太尉	太常少卿	『隋書』巻七礼儀志
隋	明堂	皇 帝	太尉	司農	『隋書』巻六礼儀志

江川 式部

はこの古来の官称を沿用しつつ、唐礼の構成に組み込んでいるのである。

2. 唐の三献

さて唐朝南郊祭祀における三献官の沿革がみえてきたところで,『開元礼』吉礼部分に記される献官規定について概要を把握しておきたい。各祭祀の献官の規定を**表2**に整理した⁽¹⁸⁾。

唐朝は国家祭祀、なかでも定期的に行う常祀を、その重要度にあわせて大祀・中祀・小祀と

表 2 『大唐開元礼』吉礼三献一覧

Mr. Mr.L.			# FILA ET /	-tros -tah	л: ±ь	終献
巻数	礼目	主祭神	祭祀の区分	初献	亜 献	
卷 4	皇帝冬至祀圜丘	天帝(昊天上帝)	大	皇 帝	太尉	光禄卿
巻 5	冬至祀圜丘有司摂事	天帝(昊天上帝)	大	太 尉	太常卿	光禄卿
巻6	皇帝正月上辛祈穀于圜丘	天帝(昊天上帝)	大	皇 帝	太尉	光禄卿
巻7	正月上辛祈穀于圜丘有司摂事	天帝(昊天上帝)	大	太 尉	太常卿	光禄卿
巻8	皇帝孟夏雩祀于圜丘	天帝(昊天上帝)	大	皇 帝	太尉	光禄卿
巻 9	孟夏雩祀于圜丘有司摂事	天帝(昊天上帝)	大	太尉	太常卿	光禄卿
巻10	皇帝季秋大享於明堂	天帝(昊天上帝)	大	皇 帝	太尉	光禄卿
巻11	季秋大享於明堂有司摂事	天帝(昊天上帝)	大	太尉	太常卿	光禄卿
巻12	皇帝立春祀青帝于東郊	青帝(五方上帝)	大	皇 帝	太 尉	光禄卿_
巻13	立春祀青帝于東郊有司摂事	青帝(五方上帝)	大	太 尉	太常卿	光禄卿
巻14	皇帝立夏祀赤帝于南郊	赤帝(五方上帝)	大	皇 帝	太 尉	光禄卿
巻15	立夏祀赤帝于南郊有司摂事	赤帝(五方上帝)	大	太 尉	太常卿	光禄卿
巻16	皇帝季夏土王日祀黄帝於南郊	黄帝(五方上帝)	大	皇 帝	太 尉	光禄卿
巻17	季夏土王日祀黄帝於南郊有司摂事	黄帝(五方上帝)	大	太尉	太常卿	光禄卿
巻18	皇帝立秋祀白帝於西郊	白帝(五方上帝)	大	皇 帝	太 尉	光禄卿
巻19	立秋祀白帝於西郊有司摂事	白帝(五方上帝)	大	太 尉	太常卿	光禄卿
巻20	皇帝立冬祀黒帝於北郊	黒帝(五方上帝)	大	皇 帝	太 尉	光禄卿
巻21	立冬祀黒帝於北郊有司摂事	黒帝 (五方上帝)	大	太 尉	太常卿	光禄卿
巻22	皇帝臘日蜡百神於南郊	大明・夜明	中	皇 帝	太 尉	光禄卿
巻23	臘日蜡神於南郊有司摂事	大明・夜明	中	太 尉	太常卿	光禄卿
巻24	皇帝春分朝日於東郊	朝日	中	皇 帝	太 尉	光禄卿
巻25	春分朝日於東郊有司摂事	朝日	中	太 尉	太常卿	光禄卿
巻26	皇帝秋分夕月于西郊	夕 月	中	皇帝	太 尉	光禄卿
巻27	秋分夕月于西郊有司摂事	夕 月	中	太尉	太常卿	光禄卿
巻28	祀風祀	風 祀	小	献官		
"	祀雨祀	雨 祀	小	献官		
"	祀霊星	霊 星	小	献官		
"	祀司中司命司人司祿	司中司命司人司祿	小	献 官		
巻29	皇帝夏至祭於方丘	皇地祇	大	皇帝	太 尉	光禄卿
巻30	夏至祭於方丘有司摂事	皇地祇	大	太 尉	太常卿	光禄卿
巻31	皇帝孟冬祭神州於北郊	神州	大	皇帝	太 尉	光禄卿
巻32	孟冬祭神州於北郊有司摂事	神 州	大	太 尉	太常卿	光禄卿
巻33	皇帝仲春仲秋上戊祭太社	太 社	中	皇 帝	太尉	光禄卿
巻34	仲春仲秋上戊祭太社有司摂事	太 社	中	太 尉	太常卿	光禄卿
巻35	祭五嶽四鎮	五嶽四鎮	中	初献	亜 献	終献

巻36	条四海四濱	四海四涜	中	初献	重 献	終献
巻37	皇帝時享于太廟	太廟		皇帝	太尉	光禄卿
巻38	時享于太廟有司摂事	太廟	中	太尉	太常卿	光禄卿
巻39	皇帝給享于太廟	太廟		皇帝	太尉	光禄卿
巻40		太廟	— <u>八</u> 大	太尉	太常卿	光禄卿
巻41	皇帝禘享于太廟	太廟	— 大	皇帝	太尉	光禄卿
巻42	一	太廟		太尉	太常卿	光禄卿
巻43	肅明皇后廟時享有司摂事	南明皇后廟	— <u>八</u> 中	太尉	太常卿	光禄卿
巻44	孝敬皇帝廟時享有司摂事	孝敬皇帝廟	 中	太尉	太常卿	光禄卿
巻45	皇帝拝五陵	五陵	Т	皇帝	人市畑	力し作状列中
巻46	皇帝孟春吉亥享先農耕藉	先 農	中	皇帝	太尉	光禄卿
巻47	孟春吉亥享先農於藉田有司摂事	先 農	中	太尉	太常卿	光禄卿
巻48	皇后季春吉巳享先蚕 親桑	先 蚕	中	皇后	貴 妃	昭儀
巻49	季春吉巳享先蚕于公桑有司摂事	先 蚕	中	当 宮	尚儀	尚食
巻50	有司享先代帝王	先代帝王	中	初献	亜 献	
巻51	季夏祭中霤于太廟	中畜	小	太廟令	TE. HIV	水ご 服 人
//	孟冬祭司寒	玄冥	<u></u>	上林令		
"	興慶宮祭五龍壇	五龍	<u></u>	献官		
巻53	皇太子釈奠于孔宣父	五 龍 孔宣父	中	皇太子	国子祭酒	 司 業
巻54	国子釈奠于孔宣父	孔宣父	中	祭 酒	司 業	<u> </u>
巻55	仲春仲秋釈奠于斉太公	齐太公	<u> </u>	京 伯 初献官	可 亜献官	終献官
巻56	皇帝巡狩告于圜丘	天帝(昊天上帝)	Т'	皇帝	里耿旨	於臥日
巻57	巡狩告于圜丘有司摂事	天帝(吴天上帝)		告官		
巻58	皇帝巡狩告于太社	太社		皇帝		
巻59	巡狩告于太社有司摂事	太社		告 官		
巻60	皇帝巡狩告于太廟	太廟		皇帝		
巻61	巡狩告于太廟有司摂事	太廟		告官		
巻62	皇帝巡狩					
巻63	皇帝封祀于泰山	天帝(昊天上帝)	大	皇帝	太尉	光禄卿
巻64	皇帝禅于社首山	天帝(昊天上帝)	大	皇帝	太尉	光禄卿
巻65	時早祈于太廟	太廟	Д.	祈 官	八郎	プロTボが平
// //	時早祈于太社	太社		祈官		
巻66	時早祈嶽鎮于北郊	小 镇		献官		
巻67	時早祈嶽鎮海濱	嶽鎮海瀆		<u></u> 新官		
/2/01	久雨祭国門	国門		献官		
	諸州祭社稷	<u>⊨</u> 1 1	小	刺史	亜 献	終献
巻69	諸州釈奠于孔宣父		<u>小</u>	刺史	亜献	終献
巻70	諸州祈社稷・諸州祈諸神・諸州禁城門		小	刺史	_TE. 160/	nris HUA
巻71	諸県祭社稷		<u>小</u>	県令	亜 献	終献
/EII //	諸里祭社稷		<u></u>	社 正	-IE. RIV	MYS. HIN
巻72	諸県釈奠于孔先父		<u> </u>	県 令	亜 献	終献
巻73	諸県祈社稷・諸県祈諸神・諸県祭城門		<u> </u>	県令	.TE. FBA	小 公 田八
巻74	諸太子廟時享		<u> </u>	初献	亜 献	終献
巻75	三品以上時享其廟		T	主人	亜 献	終献
巻76	三品以上科学共廟	-		主人主人	亜献	終献
巻77	四品五品時享其廟					終献
巻78	六品以下時祠	10-124			塘 亜 梅 亜	
仓10	八四以下吋侧			主人	瀬 亜	終献

いう三種類に区分していた⁽¹⁹⁾。献官規定をこの区分にそってみてみると、大祀・中祀に区分される祭祀は三献となっており、その中で皇帝親祭の場合は皇帝・太尉・光禄卿、有司摂事の場合は太尉・太常卿・光禄卿がそれぞれ担当することになっているとわかる。諸州・県の社稷も三献だが、ここには刺史・亜献・三献と記され、亜献・三献(終献)の担当官は具体的に指定されていない⁽²⁰⁾。また小祀は一献のみで、担当官は多く「献官」とのみ書かれて位階や官職等の指定は無い。

『開元礼』における,大祀・中祀は三献,小祀は一献という規定は,先にみた『礼記』・礼器の「一献質」の解釈に由来するものと考えられる。すなわち「礼器」の孔穎達疏に引く『礼記正義』に,

正義曰、此一節、明祭諸神献数之差、取義各別。一献質者、謂祭群小祀最卑、但一献而已、其礼質略。三献文者、謂祭社稷五祀、其神稍尊、比群小祀礼儀為文飾也。

正義に曰く、此の一節は、諸神を祭る献数の差は、義を取りて各おの別なるを明らかにす。 「一献質」は、群小祀の最も卑なるを祭るに、但だ一献のみ、其の礼は質略なるを謂う。 「三献文」は、社稷五祀を祭るに、其の神稍や尊にして、群小祀に比べ礼儀は文飾と為す を謂うなり。

とあって、群小祀つまり多くの比較的小規模とみなされる諸祠神を祭る場合には一献のみとし、その儀礼を「質略」つまり素朴簡略にするとある。そして群小祀の神々に比べて「稍や尊」であるとされた神には三献を行って、その儀礼を「文飾」つまり献奠の回数を多くすることによって飾るのである(21)。『礼記』礼器経文にはさらに五献・七献が記されるが、漢代以降は三献が定着したこともあって、唐代の礼典作成時においては、すべてを三献にするか、一献をとり入れるかということが問題となったと思われる。結果として『開元礼』は、双方をともに採用し、これを国家祭祀の格付けである大祀・中祀・小祀の差等に取り込んで、大祀・中祀は三献、小祀は一献としたのであろう。『開元礼』の規定では、皇帝がみずから祭祀を執り行う場合が想定されるのは、大祀・中祀に格付けられる祭祀のみであり、小祀はその限りではない。唐礼は郊祀宗廟を主とした皇帝祭祀を重視して構成されており(22)、大祀・中祀を三献とし、小祀の一献と差別化した理由もそこにあるとみてよいだろう。

つぎに「皇帝・太尉・光禄卿」ないし「太尉・太常卿・光禄卿」という三献担当者の規定について考えてみたい。「皇帝・太尉・光禄卿」というかたちが後漢時代にさかのぼることは、すでにみたとおりであるが、これについては小林聡氏が「皇帝が天下を統べる者として初献を行ない、三公あるいは公クラスの諸官を代表して太尉が亜献を行ない、九卿の代表として光禄勲が終献する」と述べている(23)。ではいまひとつの「太尉・太常卿・光禄卿」のかたちの由来は、どう理解すればよいだろうか。

この問題を考えるにあたって,もういちど表2から,太常卿が皇帝親祭のときには献奠を行

わず、有司摂事の場合にのみ亜献として登場することを押さえておきたい。なぜ皇帝親祭において太常卿は献官を務めないのだろうか。皇帝親祭の場合の太常卿の動きをみてみると、初献を行う皇帝は太常卿が引率し、亜献の太尉と終献の光禄卿は謁者が引率を行っている。一方、有司摂事の場合では、太尉・太常卿・光禄卿ともに謁者が引率を行う。このことを考え合わせると、太常卿は皇帝を引率するという役目があるために、親祭においてさらに献官を兼ねることは、不可能とはいわないまでも、儀式の進行上かなり不自然であろうことに思い至る。

太常卿の皇帝引率のことは、その職掌において「賛相」と記される。典礼の際に執祭者を賛唱導引する意であり、『六典』巻一四・太常寺・太常卿の條に、

太常卿之職, …凡国有大礼則賛相礼儀, 有司摂事, 為之而献。

太常卿の職, …凡そ国に大礼有らば則ち礼儀を賛相し, 有司摂事なれば, 之が亜献と為す。とあるのがそれである。これは『続漢書』百官志の太常の職掌にも「本注曰, 掌礼儀祭祀。毎祭祀, 先奏其礼儀, 及行事, 常賛天子(本注曰く, 礼儀祭祀を掌る。祭祀毎に, 先に其の礼儀を奏し, 行事に及んでは, 常に天子を賛く)」とあって, その役目が後漢以来のものであることが知られる。『続漢書』には「賛」すなわち具体的には皇帝の先導のみで, 献奠担当のことは記されていないのだが, 後代「賛」を務める一方で, 同時に亜献を務めた例が, 劉宋期の南郊祭祀の規定にみえる。『宋書』巻一四・礼志に当時の儀注の一部として,

南郊…飲福酒訖, 博士·太常引帝従東階下, 還南階。謁者引太常升壇, 亜献。謁者又引光禄升壇, 終献。

南郊…(皇帝) 福酒を飲み訖り、博士・太常は帝を引きて東階従り下り、南階に還る。謁者は太常を引きて壇に升り、亜献す。謁者又た光禄を引きて壇に升り、終献す。

という記事があり、博士と共に皇帝の導引をつとめた太常が、つぎに謁者に導かれて亜献を行うとある。小林氏によれば、これは曹魏から晋初にかけては皇帝親祭が非常に少なく、多くは太尉・太常・光禄勲のかたちで祭祀が行われており、やがて皇帝親祭が復活するが、三献の担当者については、後漢時代の定型であった皇帝初献・太尉亜献・光禄勲終献には戻されず、皇帝初献のほかは太常亜献・光禄勲終献のまま踏襲されてしまったのではないかという(24)。みてきたとおり太常は本来「賛」の役目をもつから、皇帝が祭祀で初献を務めるとすればその賛を担う。こうして劉宋の初期には、南郊皇帝親祭において、太常は皇帝の賛を行うと同時に亜献も兼任するという状況が生じていた。しかしこれでは実際の儀式における動作に無理があり、まもなく「太常既掌賛天子、事不容兼(太常既に天子を賛るを掌り、事は兼を容れず」(25)と朱膺之の指摘をうけるに至り、皇帝親祭時の太常亜献は、漢代の例と同じく太尉亜献へと戻されていったのである。

このように歴代の三献に関する変遷をふまえると、『開元礼』の有司摂事における太尉・太 常卿・光禄卿という規定は、魏から晋初にかけての時期に、皇帝親祭が行われなかったことに よって生じた事例を典拠としたらしいことが理解される。唐礼では、三献の担当官規定に関しては、皇帝親祭・有司摂祭ともに過去の王朝儀礼を典拠に礼文が構成されたのである。そして祭祀における皇帝の引率を太常卿とする一方、他の献官の引率はすべて謁者とすることで⁽²⁶⁾、皇帝の存在を別格としていることも注意しておかなくてはならない。

以上、唐礼における三献儀礼の典拠について考察した。次に、唐代に行なわれた実際の祭祀 における三献の事例についてみていきたい。

第三章 唐三献の実例

1. 皇帝親祭における献官

前章では、『開元礼』にみえる三献規定について整理した。ただし、これらはあくまで規定であって、実際に行われた祭祀における担当官はこれとは異なる。規定と実際と、両者がともになんらかの理由に基づく事象であったとすると、礼典からみた祭祀儀礼と、実際のケースからみた祭祀儀礼とは、それぞれ個別に背景を探る必要があるだろう。こうした二元的理解を模索する意味で、本章では唐朝祭祀における三献の実際について考察したい。

唐代の国家祭祀では、常祀とよばれる四季ごとに挙行すべき様々な祭祀については、通常は有司摂事すなわち担当官たちによって祭祀が行われ、皇帝親祭はむしろ特別な場合に限られていた⁽²⁷⁾。先に見たとおり『開元礼』の三献規定では、大祀の皇帝親祭の場合には初献皇帝・亜献太尉・終献光禄卿であり、有司摂事では初献太尉・亜献太常卿・終献光禄卿となっている。しかし、実際の祭祀においては、皇帝親祭・有司摂事ともにこうした規定どおりの配役にはなっていなかったのであり、規定と実際とでは明らかに異なる原則があったと思われる。したがって、ここではそうした差違について検討するため、実際に行われた皇帝親祭における三献の事例をみていくことにする。

唐朝皇帝親祭の実例において、亜献・終献の担当官が判明する例はけして多くはなく、それらをまとめると**表3**のごとくである⁽²⁸⁾。表からは「太尉」でない者が亜献をつとめ、「光禄卿」でないものが終献をつとめていることがわかる。また開元以前ではとくに原則らしいものはみられないが、開元に入ると皇帝・親王(皇叔)・親王(皇弟)が固定化し、開元後期では皇帝・皇太子・親王(皇叔)、やがて唐晩期には皇帝・親王(皇叔)・親王(皇叔)という形におさまっている様子も窺える。このような推移をみた背景には何があったのだろうか。

(1) 高宗封禅と中宗南郊

まず開元以前の経緯からみてみよう。三献の担当官についての議論がでてくるのは、管見の限りでは、麟徳三年(666)正月元日に行われた高宗の封禅が最初である。このときの経緯は次のようなものであった。

表 3 皇帝親祭三献一覧

皇帝	元 号(西曆)	月日	祭祀	初献	亜 献	終献	出 典
太宗	貞観十四(640)	11. 01	南郊	太宗	皇太子承乾	?	冊 33
高宗	乾封元 (666)	01. 01	封	高宗	徐王元礼	劉祥道	旧 81
			禅	高宗	武 后	越国太妃燕氏	会 117, 119, 131
	総章元 (668)	12. 17	南郊	高宗	李 勣	?	資 201
武后	永昌元 (689)	01. 01	明堂	武后	皇 帝	太子	資 204
	長寿二 (693)	01.01	明堂	武后	魏王武承嗣	梁王武三思	資 205
中宗	景龍三 (709)	11. 13	南郊	中宗	韋 后	韋巨源	会 9, 資 209
玄宗	開元六 (718)	11.06	謁太廟	玄宗	邠王守礼	宋王憲	詔 75
	開元十一(723)	02. 16	后土	玄宗	邠王守礼	寧王憲	詔 66
		11. 16	南郊	玄宗	邠王守礼	寧王憲	詔 68
	開元十三(725)	11. 10	封禅	玄宗	邠王守礼	寧王憲	詔 66, 会 135
	開元十七(729)	11. 22	謁陵	玄宗	皇太子鴻	慶王潭	詔 77
	開元廿 (732)	11. 21	后土	玄宗	皇太子鴻	慶王潭	韶 66
	開元廿三(735)	01.18	藉田	玄宗	皇太子鴻	慶王潭	詔 74
	開元廿六(738)	01.08	東郊	玄宗	忠王璵 (粛宗)	穎王[王敫](玄宗子)	韶 73
	天宝三 (744)	12. 25	九宮壇	玄宗	皇太子(粛宗)	慶王琮(玄宗長)	詔 74
	天宝十 (751)	01. 10	南郊	玄宗	皇太子(粛宗)	栄王琬 (玄宗子)	詔 68
徳宗	貞元六 (790)	11.08	南郊	徳宗	皇太子	親王	会 9
敬宗	宝暦元 (825)	01. 07	南郊	敬宗	嘉王運 (代宗子)	循王遹 (代宗子)	詔 70
文宗	大和三 (829)	11. 18	南郊	文宗	循王遹 (代宗子)	共王通(代宗子)	詔 71
僖宗	乾符二 (875)	01.07	南郊	僖宗	撫王紘 (順宗子)	栄王幘(憲宗子)	詔 72

※出典:冊=『冊府元亀』,旧=『旧唐書』,資=『資治通鑑』,会=『唐会要』,詔=『唐大詔令集』

麟徳二年,将有事於泰山。有司議依旧礼,皆以太常卿為亜献,光禄卿為終献。祥道駁曰「昔在三代,六卿位重,故得佐祠。漢魏以来,権帰臺省,九卿皆為常伯属官。今登封大礼,不以八座行事,而用九卿,無乃徇虚名而忘実事乎」。高宗従其議,竟以司徒徐王元礼為亜献,祥道為終献。

(『旧唐書』巻二三・礼儀志)

麟徳二年(665),将に泰山に有事(祭祀を行う)せんとす。有司旧礼に依り、皆な太常卿を以て亜献と為し、光禄卿を終献と為すを議す。(劉)祥道駁して曰く「昔三代(夏・商・周)に在りては、六卿は位重く、故に祠を佐くを得たり。漢魏以来、権は臺省(尚書省)に帰し、九卿は皆な常伯(三公)の属官と為る。今登封大礼は、八座(六尚書・左右僕射・令)を以て事を行わずして、九卿を用う、乃ち虚名を徇えて実事を忘る無からんや」。高宗其の議に従い、竟に司徒徐王元礼を以て亜献と為し、祥道を終献と為す。

「旧礼」がなにをさすのかはっきりしないが⁽²⁹⁾、そこには封禅親祭に関して皇帝初献・太常

卿亜献・光禄卿終献という規定があり⁽³⁰⁾,当初はここに従って献官を任命しようとしていたらしいことがわかる。これに対して当時の司礼太常伯(礼部尚書)⁽³¹⁾であった劉祥道が、現在の位階にそぐわないとして反対した。その結果、三公を代表して高宗の叔父でもある司空李元礼が亜献、尚書省を代表して司礼太常伯の劉祥道が終献とされたのである。

時を同じくして武后もまた次のような上表を行っている。

及有司進奏儀注,封祀以高祖·太宗同配,禅社首以太穆皇后·文德皇后同配。皆以公卿充 亜献·終献之礼。於是皇后抗表曰「伏尋登封之礼,遠邁古先,而降禅之儀,竊為未允。其 祭地祇之日,以太后昭配,至於行事,皆以公卿。以妾愚誠,恐未周備。…(中略)…伏望展 礼之日,総率六宮內外命婦,以親奉奠」。 (『旧唐書』巻二三·礼儀志)

有司儀注を進奏するに及び、封祀は高祖・太宗を以て同配し、社首に禅するに太穆皇后(高祖妃)・文徳皇后(太宗妃)を以て同配す。皆な公卿を以て亜献・終献の礼に充つ。是に於て皇后抗表して曰く「伏して尋ぬるに、登封の礼は遠邁古先(はるか昔)なるに、而れども降禅の儀は、竊かに未だ允らずと為す。其の地祇を祭るの日、太后を以て昭配し、行事に至りては、皆な公卿を以てす。妾の愚誠を以て、未だ周く備わらざるを恐る。…(中略)…伏して望むらくは展礼の日、六宮内外命婦を総べ率いて、以て親ら奉奠せんことを」。

このとき地祇を社首山でまつる禅の祭祀においては、地祇の神位に太穆皇后・文徳皇后をあわせ祭ることになっていた。ところが、そこで行礼をつとめるのはみな公卿すなわち男性ばかりであった。武后は、これでは礼に不備があるのではないかと心配なので、私に後宮内外の命婦をひきいて献奠をさせてください、と高宗に申し出たのである。当時彼女はすでに政治に関与を始めており⁽³²⁾、この上奏も請願というよりは、ほとんど宣言に近かったであろう。ほどなく武后は高宗より「禅社首以皇后為亜献、越国太妃燕氏為終献(社首に禅するに皇后を以て亜献と為し、越国太妃燕氏を以て終献と為す)」⁽³³⁾という詔を得た。

666年正月の高宗封禅は、こうした劉祥道及び武后の建議を承けて、泰山山頂での封の儀式は司徒亜献・司礼太常伯(礼部尚書)終献、社首山での禅は皇后亜献・太妃終献というかたちで、祭祀が挙行された。いずれも当時存在していた旧礼條文どおりにではなく、建議と皇帝の判断とによって献者が任命されたことを確認しておきたい。

なお、従来この 666 年封禅における武后亜献は、武后の皇帝位への野心を示す一件として、政治史上重視される問題であるが、皇帝(天子)にとって権威の背景となる昊天上帝を主神座にすえた封の祭祀では、三公の代表者が亜献、九卿ならぬ尚書省の代表者が終献という、沿革とその解釈をふまえて献官が決定されている。この封祀の三献の解釈を適用すれば、禅祀において亜献・終献をつとめるのは三公・尚書のいずれかになるはずであった。そうした状況をうけて、地祇に太穆皇后(高祖妃)・文徳皇后(太宗妃)をあわせ祭らせ、女性は女性が祭るべ

きだとしたのは、その時点では、皇帝位への野心をもって画策したというよりもむしろ、皇后位の強化・拡大を志向したものであったととらえたほうがよいかもしれない。もちろんそのうえで、この祭地祇という国家祭祀の場において、皇帝初献に次いで実際に献奠をつとめたことを機会に、武后の意識が帝位へと変化したことは十分に考えられるであろう。

次に三献が問題となったのは、中宗の景龍三年の南郊のときであった。国子祭酒の祝欽明が 皇后章后を亜献にすべきだと言い出したのである。『旧唐書』巻二一・礼儀志には、

至景龍三年十一月,親祀南郊。初将定儀注,国子祭酒祝欽明希旨,上言后亦合助祭,遂奏議曰「謹按周礼「天神曰祀,地祇曰祭,宗廟曰享」。又内司服「職掌王后之六服,凡祭祀,供后之衣服」。又祭統曰「夫祭也者,必夫婦親之」。拠此諸文,即知皇后合助皇帝祀天神祭地祇明矣。望請別修助祭儀注同進」。

景龍三年(709)十一月に至り、南郊に親祀す。初め将に儀注を定めんとするや、国子祭酒祝欽明旨に希り、后も亦た合に祭を助けんことを上言し、遂に奏議して曰く「謹んで『周礼』を按ずるに「天神は祀と曰い、地祇は祭と曰い、宗廟は享と曰う」と。又た内司服には「職は王后の六服を掌る。凡そ祭祀は、后の衣服を供す」と。又た(『礼記』)祭統に曰く「夫れ祭なる者は、必ず夫婦もて之に親む」と。此の諸文に拠れば、即ち皇后は合に皇帝を助け天神を祀り地祇を祭るべきを知ること明らかなり。望みて請うらくは別に助祭の儀注を修め同に進めんことを」と。

とあり、祝欽明は『周礼』には祭(地祇のまつり)には夫婦でこれを執り行うとあるではないかといって、章后の献奠を主張したのである。悩んだ中宗が宰相や礼官らに広く意見を求め、 太常博士の唐紹と蔣欽緒が祝欽明に反駁した⁽³⁴⁾。

太常博士唐紹・蔣欽緒建議云「皇后南郊助祭,於礼不合。但欽明所執,是祭宗廟礼,非祭 天地礼。按漢・魏・晋・宋及後魏・斉・梁・隋等歴代史籍,興王・令主郊天祀地,代有其 礼,史不闕書,並不見皇后助祭之事。又高祖神堯皇帝,太宗文武聖皇帝,高宗天皇大帝南 郊祀天,並無皇后助祭之礼」。 (『旧唐書』巻二一・礼儀志)

太常博士唐紹・蔣欽緒建議して云えらく「皇后南郊に助祭するは、礼に於て合わず。但だ 欽明の執る所は、是れ宗廟を祭るの礼にて、天地を祭るの礼には非ず。漢・魏・晋・宋及 び後魏・斉・梁・隋等の歴代の史籍を按ずるに、興王(精励して国をよく治める王)・令 主(賢徳の君主)は天を郊り地を祀り、代よ其の礼有り、史に闕書せず、並びに皇后助祭 の事を見ず。又た高祖神堯皇帝、太宗文武聖皇帝、高宗天皇大帝の南郊に天を祀るに、並 びに皇后助祭の礼無し」と。

唐紹と蔣欽緒は、祝欽明がいう皇后助祭の典拠としているのは、宗廟の祭祀のことであって、 天地の祭祀についてのものではない、そのような事例は過去にも唐朝になってからも皆無であって、礼にそぐわないことだとしたのである。これは典拠と実例とをふまえた意見であった。し かし尚書左僕射の章巨源が祝欽明の意見に賛同したことから、中宗は章后を亜献とすることを 決めてしまった。祝欽明はさらに、中宗と章后の娘である安楽公主を終献とすることを奏上し たがこれはかなわず、章巨源が終献を務めることで決着をみたのである⁽⁵⁵⁾。

祝欽明の章后亜献の建議については、彼が引き続き安楽公主終献を奏上していることからみても、章后におもねって行ったものとする正史の記述に間違いはないと思われる。それよりも注目すべきは、本番で終献を務めたのが章巨源であったという事実である。祝欽明と章巨源は、章后亜献では同調していたが、終献についての見解は異なっていた。尚書左僕射であった章巨源が、尚書の長として終献を行うことになんら問題はないようにみえる。しかし祭祀当日彼は「摂太尉」として終献を行っていたのであり⁽⁸⁶⁾、章皇后の宗族であることを考えると、事を単純に解すわけにはいかない。祝欽明が章后本人の意を汲んだに過ぎなかったのに対し、この南郊祭祀の儀注作成も担当していた章巨源は、祝欽明の章后亜献の建議に乗じて、さらに終献を自分の担当としてしまうことで、諸官の長としての自らの地位を顕示し、更に外戚章氏の進出を図った可能性が考えられるのである。

以上、高宗封禅と中宗南郊の事例から知りうることを整理すると、次のようになる。ひとつは高宗封禅当時、封禅儀注を記した「旧礼」があり、そこには太常卿亜献、光禄卿終献という規定が存在していた。そしてその既存の規定に対して、亜献終献は現在の位階に依ったものでなくてはならぬとする意見が出されて認められ、亜献は三公の代表者、終献は尚書省の代表者とされたことである。のちに成立する『開元礼』封禅の献官規定は、太尉亜献、光禄卿終献というものであるが、高宗封禅時の事例は、『開元礼』の献官規定にはつながっていかない。じつは玄宗封禅時の献官の事例も、『開元礼』には結びつかないのであるが、これについては次項で触れる。

もうひとつは、高宗封禅や中宗南郊の例に、献官の任命が既存の規定に縛られた様子はみられない点である。参考にすべき儀注が存在し、沿革をふまえた解釈も存在していながら、実際に祭祀を執り行う場合には、その都度皇帝自身の判断によっている。規定を参考にはするが、親祭前になれば各方面からの建議がなされ、それら建議に基づいて、皇帝がその都度最終判断を下していたのである。こうした建議が行われた背景として、当時皇帝親祭時における献官が、政治的に重要な意味を持っていたことは言を俟たない。

(2) 玄宗の開元封禅

皇帝親祭においては皇帝が亜献・終献担当者の最終決定権を握るという了解は、その後も引き続き遵守された。しかしそこには常に皇后や外戚が入り込む可能性があり、武氏・章氏の例を受けて、開元当初には、皇帝祭祀における主要な助祭者に、異姓の人間が入り込むことを好まない状況が生み出されていた。そしてこうした可能性を排除するため、新たな原則が求めら

れたと考えられる。表3をみると開元前半期の事例として、邠王守礼亜献、寧王憲終献という 形が定着していたことがうかがえる。邠王守礼は章懐太子の子で玄宗の叔父にあたり、寧王憲 は玄宗の兄で睿宗の長子でもある。この二人が亜献・終献を務めるに際して、とくに議論はの こされていない。玄宗が血縁を重視し、李氏を前面に出すようなかたちで、自分より年長の諸 王を親祭に伴わせることを定例化しようとしており、そのことについては諸儒の同意も得られ ていたのであろう。

のち開元十四年(726),玄宗による泰山封禅が行なわれたが、それに先立ち集賢院で封禅儀 注が編纂される。このとき撰者となった張説は、あらためて次のような奏聞を行っている。

張説,謂徐堅·韋紹等曰「…乾封之礼,文徳皇后配皇地祇,天后為亜献,越国太妃為終献。 宮闡接神,有乖旧典。上玄不祐,遂有天授易姓之事。宗社中圮,公族誅滅,皆由此也。景 龍之季,有事円丘,韋氏為亜献,皆以婦人升壇執箋豆,渫黷穹蒼,享祀不潔,未及踰年, 国有内難。終献皆受其咎,掌座斉郎及女人執祭者,多亦夭卒。今主上尊天敬神,事資革正。 斯礼以睿宗大聖貞皇帝配皇地祇,侑神作主」。乃定議奏聞。上,從之。

(『旧唐書』巻二三・礼儀志)

張説,徐堅・章縚らに謂いて曰く「…乾封の礼は,文徳皇后を皇地祇に配し,天后を亜献と為し,越国太妃を終献と為す。宮闈の神に接するは,旧典に乖る有り。上玄(天)祐けずして,遂に天授の易姓の事(武后が国号を周とした件)有り。宗社中圮(中途でやぶれる。武氏の神主が太廟に納められ,李唐の太廟が「享徳廟」とされた)し,公族誅滅する有るは,皆な此が由なり。景龍の季(景龍三年),円丘に有事し,草氏を亜献と為し,皆な婦人升壇して箋豆を執り,穹蒼を渫黷し,享祀潔ならざるを以て,未だ年を踰ゆるに及ばずして,国に内難有り。終献(章巨源)は皆な其の咎を受け,掌座の斉郎及び女人の執祭せる者は,多く亦た夭卒す。今,主上天を尊び神を敬い,事革正に資す。斯の礼は睿宗大聖貞皇帝を以て皇地祇に配し,神を侑けて主と作(睿宗を配神として地祇にあわせまつる)さん」と。乃ち議を定めて奏聞す。上,之に従う。

張説はここで、乾封の封禅の際に、皇地祇をまつる禅の祭祀において、女性である武后と越国太妃が亜献終献を担当して神に献酒を行ったことを「旧典に乖る」といい、また南郊園丘での祭天儀礼に章后を亜献としたり、婦女を祭祀に参加させ壇上で執祭させたりしたために、祭祀が「潔」なものでなくなり、結果として皇室李氏が禍を被ったとする。この二つの事例を特に取り上げて否定しているわけだが、これはたんに否定するにとどまらず、こうした行為が再び繰り返されることを牽制しようとする意図があったと思われる。封禅という極めて大きな祭祀を執り行うのであるから、当然さまざまな要求や議論が起こったにちがいない。張説が自分の見解を、直接玄宗にではなく、まず身辺の徐堅や章縚に語っているのは、こうしたことをすれば章巨源のように悲惨な最期を迎えたり。第7、祭祀に参加したものが若死にしたりするぞと脅

して、彼ら諸儒にそうした外部からの要請に知恵を貸し、根拠を与えたりすることのないよう に、事前に根回しをしたものであろう。

加えて祭祀での女性献奠の口実を与えないために、今回の封禅については、皇地祇に配享するのは文徳皇后ではなく、皇父睿宗を配して祭祀を行うべきだと上奏し、玄宗はこれに従った。皇后ら女性献奠の可能性を、封禅という極めて重要な親祭から排除することを決定したのである。親祭を足がかりにした皇后や異姓・外戚の政治への関与を防ぐため、過去の事例を根拠にしたのであり、これ以後、皇帝親祭にさいして、皇后や外戚の献奠が議論されたり、執祭に関与したりする例はみられなくなる。このようにみてくると、開元十四年の親祀封禅での決定は、のちの皇帝親祭に重要な布石となったことがうかがえる。

開元前半期では、親王の亜献終献任命の定例化と並行して、高宗封禅と中宗南郊の事例に対する否定評価が徹底されたとみてよく、亜献終献を諸王に限定した皇帝親祭の形は、やがて開元後半になると亜献に皇太子、終献に親王が指名されるようになる。これもとくに議論がなされた形跡はなく、自然に担当者の交替がおこなわれたようにみえる。

こうして皇太子亜献、親王終献という形に落ち着いて以後は、長らくこの原則が遵守されていった。表3には、晩唐の敬宗宝暦元年(825)南郊、文宗大和三年(829)南郊、僖宗乾符二年(875)南郊の親祭のさいに、皇太子亜献、親王終献と異なる事例がみられる。これは当時まだ皇太子が立てられていない状況での親祭という共通点があり、このため諸王の年長者が亜献終献に任命されたのではないかと考えられる。おそらく開元初期に玄宗の叔父である邠王守礼と玄宗の兄である寧王憲が、亜献終献に指名されていたことが前例となったのであろう。

2. 有司摂祭における摂事官と献官

つぎに皇帝親祭以外の場合の実例についてみておきたい。唐朝の国家祭祀では、冬至の南郊、 夏至の北郊、四時の太廟時享・迎気・嶽濱など定期的に行われる、いわゆる常祀とよばれる祭 祀の多くは、皇帝がみずから行うのは極めてまれであって、通常は指定された担当官がこれを 行う。この制度は有司摂事または有司摂祭とよばれ、唐代には通年で二十余ほどもある常祀を 滞りなく行うため、さまざまな慣例が整備されていった。

ここでひとつ注意しておかなければならないのは、『開元礼』に「皇帝親祭」の場合と「有司摂事」の場合の二通りの儀式次第が規定されているが、『開元礼』の内容はあくまで礼典として組み立てられた規定であって、慣例を明文化したものではないということである。献官についていえば、『開元礼』が掲げる有司摂事規定とは別に、実際の有司摂祭における担当者任命の慣例というものが存在した。例えば『開元礼』の大祀・中祀における「有司摂事」の献官規定は、太尉初献・太常卿亜献・光禄卿終献というものであるが、実際にはこの肩書きどおりの担当官によって祭祀が行われたのではなく、ほんらい太尉や太常卿・光禄卿でない人間が、

「摂」すなわち代理であることを冠し、「摂太尉」「摂太常卿」「摂光禄卿」などと称して、祭祀 挙行をまかされていたのである。したがって規定と実際の相違という点では、さきにみた皇帝 親祭と変わりはない。

とはいえいかに代理であろうと、国家祭祀を執り行う官であるから、誰でも良いというわけにはいかない。したがって任命には一定の原則を設けておく必要があった。これがここでいう慣例の意味である。実際に行われた皇帝親祭についてみるならば、皇太子が太尉を「摂」し、親王が光禄卿を「摂」していたのであり、これが慣例となっていたわけである。皇帝親祭の事例に比べ、有司のみで摂祭された祭祀の実例に関する史料は圧倒的に少ないために、摂祭で三献官すべてが判明する事例はほとんど皆無といってよい。このため時期的変遷は追いにくいのだが、以下摂祭に関する建議の史料などをみていきながら、その実態に迫ってみたいと思う。

有司摂祭に関する史料では通常、三献官全員については記されないまでも、特使に任命された祀官のみは判明する場合が多い。そして遣祭を命じた詔勅の内容から、祀官の役割について推測できることがある。『冊府元亀』巻三三・帝王部・崇祭祀二に、

(開元)五年正月。命右散騎常侍褚無量, 摂黄門監致祭于帝堯祠。吏部尚書兼黄門監宋璟, 致祭于帝舜祠。紫微侍郎同紫微黄門平章事蘇頲, 致祭于夏禹祠。各令當州刺史上佐為亜献 終献。

(開元) 五年(717) 正月。右散騎常侍褚無量に命じ、黄門監を摂して帝堯祠に致祭せしむ。 吏部尚書兼黄門監宋璟をして、帝舜祠に致祭せしむ。紫微侍郎同紫微黄門平章事蘇頲は夏 禹祠に致祭せしむ。各おの當州の刺史・上佐をして亜献・終献と為す。

という史料がみえる。黄門監とは門下侍中のことであり⁽³⁸⁾,後段に亜献・終献は当該の州の刺史または上佐が担当せよとあることからみて,現地での祭祀において初献を務めるのは,特使として派遣される褚無量,宋璟,蘇頲であることは明らかである。つまり特使に任命されるということは,現地へ赴いて祭祀を行い,そこで献官とくに初献を務めることを意味する。そして祭祀で初献を務めるということは,その祭祀の責任者であることにほかならない。

有司摂祭における摂事官の任命には、どのような慣例が存在したのだろうか。仁井田陞『唐令拾遺』は祠令附録として、宋『太常因革礼』巻三・総例三所載『国朝会要』に引く宋『淳化祠令』の以下の記事をあげ、

国朝会要…礼官議曰,祠令,諸大祀中祀有行事須摂事者,昊天上帝太廟二祀,太尉則中書門下摂,司徒司空以尚書省五品摂,餘大祀,太尉以尚書省四品諸司三品摂,闕則兼取五品。国朝会要…礼官議して曰く,祠令(宋『淳化祠令』)は,諸そ大祀・中祀は行事の摂事を須るもの有らば,昊天上帝・太廟の二祀は,太尉は則ち中書門下摂し,司徒・司空は尚書省五品を以て摂す,餘の大祀は,太尉は尚書省四品諸司三品を以て摂し,闕れば則ち兼ねて五品を取る,と。

これに先行する唐令の存在を推測して「宋淳化及び天聖の両令が殆んど唐令を踏襲したものとすれば、本條及び以下諸條に相当する唐令もあったと考え得るが、他に唐令逸文は見当たらない」と述べる⁽³⁹⁾。

献奠を行う太尉に焦点をしばってこの條文をみてみると、南郊など昊天上帝をまつる祭祀と 太廟廟享の有司摂祭では、中書門下が代理を行い、それ以外の祭祀では尚書省の四品かそれ以 外の部署の三品、それでも適任者がいない場合には五品官を当てよ、というのが宋代の『祠令』 の記述であったことがわかる。郊祀宗廟とその他の祭祀とでは、同じ「摂太尉」であっても人 選に差等を設けていたのであり、それだけ郊祀宗廟が重視されていたことがわかる。

こうした国家祭祀として郊祀宗廟を重視する姿勢は、すでに前漢時代からみられるものであり⁽⁴⁰⁾、唐礼もその延長上にあった。したがって摂事官に関する議論も、郊祀宗廟に関するものが中心となっていた。つぎに摂事官任命の原則について、度々議論がかわされ修正が加えられていった開元年間の様子についてみてみよう。

まず、『開元礼』成書前の開元十五年(727)の史料に次のようなものがある。

(開元十五年二月十五日) 享宗廟。差左右丞相・尚書・嗣王・郡王, 摂三公行事。若人数 不足, 通取所司三品以上長官。自餘祭享, 差所司長官及五品以下清官。

(『唐会要』巻一七・原廟裁制)

(開元十五年二月十五日) 宗廟を享る。左右丞相・尚書・嗣王・郡王を差して、三公の行事を摂せしむ。若し人数足らざれば、通じて所司三品以上の長官を取れ。自餘の祭享は、所司長官及び五品以下の清官を差せしむ。

摂三公というのは、祭祀規定における「太尉」「司徒」「司空」の担当部分を代行することをさす。このころすでに編纂が始まっていた『開元礼』を参考にするならば、「太尉」は献奠、「司徒」は供饌、「司空」は掃除と楽懸を、それぞれ担当することになっていた。宗廟においてはこれを尚書省正四品以上の職事官または嗣王・郡王の爵位をもつ人間が代理し、それ以外の祭祀については所司の長官か五品以下(五品以上の誤か?)の清官を派遣せよというのである。

その8年後、これはとくに太廟を対象としたものではないが、以下の勅が下っている。

(開元廿三年正月) 己卯(十二日), 勅曰「自今已後, 有大祭, 宜令丞相・特進・少保・少傅・尚書・賓客・御史大夫摂行事」。 (『冊府元亀』巻三三・帝王部・崇祭祀二)

(開元廿三年(735)正月)己卯(十二日),勅して曰く「今自り已後,大祭有らば,宜く丞相・特進・少保・少傅・尚書・賓客・御史大夫をして行事を摂せしむ」。

大祭は大祀をさすと考えられ、これを摂祭する場合には、尚書・中書門下・東宮・御史台の三 品以上から人選をせよということになる。選択の範囲に一定の幅をもたせてあるのは、大祀の 場合は、献官も含めた祭祀参加者は、前七日から潔斉に入らなければならず、また服喪中の者 などはここから除外されるため、これが可能な高品官というのは、実際にはかなり絞られてし

まうからであろう。

さらにその2年後、開元廿五年(737)七月八日には、太廟時享を対象に、以下の勅が出されている。

動,太廟毎時時享之日,応摂三公,令中書門下及丞相・師傅,尚書,御史大夫,嗣王・郡 王中揀択徳望高者通摂。餘司不在差限。 (『唐会要』巻一七・原廟裁制)

刺すらく、太廟毎時時享の日、応に摂すべき三公は、中書門下及び丞相・師傅、尚書、御 史大夫、嗣王・郡王中より徳望高き者を揀択して通摂せしむ。餘司は差限に在らず。

太廟時享は太廟五享ともいい,四孟月と臘月に行われる太廟でのまつりをいう。太廟での祭祀には時享のほかに,数年に一度の大祭である諦・給がある。諦・給は大祀に分類されるが,時享のほうは中祀に区分される。この史料は,時享での三公の摂事は,中書門下及び丞相・師傅,尚書,御史大夫,嗣王・郡王中から選べ,というものである。開元廿三年の勅は大祀を対象としたものであったから,今回の勅はその補足と捉えることができる。

加えてその2年後, 開元廿七年(739) 二月には,

其応縁太廟五享,於宗子及嗣王中,簡択有徳望者,令摂三公行事。異姓官吏不須令摂。

(『唐大詔令集』巻七五・常薦・太廟五享令宗子摂事詔)

其れ応に太廟五享に縁るは、宗子及び嗣王中に於いて、徳望有る者を簡択し、三公行事を 摂せしむべし。異姓の官吏は須く摂せしむべからず。

とあり、太廟五享での三公が担当する儀式は、李氏の中から担当者を選出し、異姓の官吏にや らせてはならないとして、宗族を対象とするよう2年前の選択範囲をさらに絞り込んでいる。

こうした開元年間の変遷は、大きく2つの点に整理できるであろう。1つは、皇帝親祭の場合にはとくに献官を誰がやるのかに議論の焦点があったのに対し、有司摂祭では三公の摂事官が議論された点である。つまり皇帝親祭と有司摂祭とでは、重視される官が異なっていたことがうかがえる。先にみてきたとおり、皇帝親祭における亜献・終献問題は親王及び皇太子の起用とその慣例化で封じられることとなり、このため諸官は有司摂祭の中での役割を重視するようになった。しかし皇帝不在の祭祀で亜献・終献を務めることはさして意味がなく、したがって品官としての最高位である三公の代理に注目が集まったのは自然のなりゆきであっただろう。

もう1つは、同じ大祀であっても郊祀と宗廟とで摂官とくに三公摂事官の原則が異なってきていたという点である。宗廟の場合には開元廿七年詔によって、宗子・嗣王つまり原則として李氏に限定されたことがわかる。この動きは開元廿五年に太廟を宗正寺の管轄下に置いたことと関連するものであろう。しかし、のちに安史の乱が起こるとこの宗族原則も破棄されたようで⁽⁴¹⁾、以後は郊祀宗廟ともに摂事官の位階を考慮しながら任命が行われたと考えられる。そしてこうした位階原則でさえも、敬宗の頃にはかなり乱れが生じていた。『新唐書』一三二・劉寛夫伝に次のような記事がある。

寛夫, …宝暦中, 入為監察御史。嘗上言曰「近日摂祭, 多差王府官僚。位望既軽, 有乖厳敬。伏請今後摂太尉, 差尚書省三品已上及保・傅・賓・詹等官, 如人少, 即令・丞・郎通摂之」。

寛夫, …宝暦 (825~827) 中,入りて監察御史と為る。嘗て上言して曰く「近日の摂祭は、多く王府の官僚を差す。位望既に軽く、厳敬に乖る有り。伏して請らくは今後太尉を摂するは、尚書省の三品已上及び保・傅・賓・詹等の官を差し、如し人少なければ、即ち令・丞・郎をして通じて之を摂せんことを」。

「近日の摂祭は、多く王府の官僚を差す」とあることから、これ以前には王府官を摂事官と することがひろく行われていたと察せられる。ことに摂太尉は皇帝の代理者でもあり、祭祀に おいて重要だとする認識はここにも語られているが、現実はそうなっていなかったのである。 劉寛夫の上言がありながらもそうした状況は続き、やがて再度同じような上奏がなされている。

- (柳) 環,宝暦初登進士第,三遷監察御史。時郊廟告祭,差摂三公行事,多以雑品。環時監察,奏曰「準開元二十三年勅,宗廟大祠,宜差左右丞相・嗣王・特進・少保・少傅・尚書・賓客・御史大夫。又二十五年勅,太廟五享,差丞相・師傅・尚書・嗣郡王通摂,餘司不在差限。又元和四年勅,太廟告祭摂官,太尉以宰相充,其摂司空・司徒以僕射,尚書,師傅充,餘司不在差限。比来吏部因循,不守前後勅文。用人稍軽。請自今年冬季,勒吏部準開元・元和勅例差官」。従之。
- (柳) 璟,宝曆の初(825)進士第に登り,三たび監察御史に遷る。時に郊廟告祭は,差して三公行事を摂せしむるに,多く雑品を以てす。璟時に監察たりて,奏して曰く「開元二十三年(735)の勅に準るに,宗廟大祠は,宜く左右丞相・嗣王・特進・少保・少傅・尚書・資客・御史大夫を差すべし。又た二十五年(737)勅に,太廟五享は,丞相・師傅・尚書・嗣郡王を差して通じて摂せしめ,餘司は差限に在らずと。又た元和四年(809)勅には,太廟告祭の摂官は,太尉は宰相を以て充て,其の摂司空・司徒は僕射・尚書・師傅を以て充て,餘司は差限に在らずと。比来吏部因循して,前後の勅文を守らず。人を用ること稍や軽し。請うらくは今年冬季自り,吏部を勒して開元・元和の勅例に準りて差官されんことを」と。之に従う。

摂祭における担当官任命については、とくに郊廟における三公の摂事が重視され、やがて唐 後半期になると王府官が摂事する例が多かったこと、またこうした状況は「厳敬に乖る」とし て批判されながらも唐末まで続いたことがうかがえるのである。

おわりに

本論でみてきたことをまとめると、以下のようになる。

第一章では,『開元礼』巻四・皇帝冬至祀圜丘の進熟條を例に,唐礼が規定する三献の儀式

内容を整理した。ここでは皇帝初献では汎斉という酒類が用いられることになっており,以下 亜献太尉は醴斉,終献光禄卿は盎斉と,献者の位階と酒類の格付けが降殺されていくという構 造になっている。『開元礼』に載る他の吉礼の三献担当者を整理すると,有司摂事の場合には 太尉初献,太常卿亜献,光禄卿終献と規定され,また皇帝親祭がありうる大祀・中祀について は三献であるが、小祀は一献のみとされている。

第二章では、『開元礼』における献官規定の典拠ないし沿革を考察した。皇帝初献・太尉亜献・光禄卿終献の典拠となったのは、後漢代の皇帝初献・太尉亜献・光禄勲終献という規定であり、太尉亜献の背景には三公の代表としての意味があり、また光禄勲終献の背景には九卿の代表としての意味があった。のちにこの三公九卿の制度概念が変化しても、唐朝は礼文規定においては典拠伝統をふまえたかたちを残したのである。それは皇帝が親祭できない場合を想定した礼文規定においても同様で、『開元礼』の有司摂事の場合の太尉初献・太常卿亜献・光禄卿終献というかたちは、魏晋期に皇帝親祭が行われなかった際の実例を参考にして組み立てられたと考えられる。

第三章では、唐代に実際に行われた祭祀での三献担当者について考察した。これは史料に残る例を調べた限り、『開元礼』にあるような規定どおりの任命になっていないことに注目し、その実態と背景を調べたものである。皇帝親祭の場合、唐初から睿宗期までは、亜献・終献に慣例らしいものはみられないが、開元に入ると、親王が亜献・終献をつとめ、これがやがて皇太子亜献・親王終献へと固定されていく。すなわち開元以後は親祭の場合の亜献・終献は李氏のみによって占められていくことになる。これは高宗・中宗期における武后の易姓革命や章后ら外戚の進出が、国家祭祀への関与を足がかりに画策されていったことに対する反省から生じた慣例であったと考えられる。また有司摂祭については三献官よりも、大祀とくに郊廟における三公摂事官について議論の集中がみられ、その際には祭祀の格付けと摂事官の品階との相応が重視されたものの、度々の詔勅にもかかわらず、実際の祭祀においてはこうした詔勅に示される摂事官の位階原則が遵守されたとはいいがたい状況であったことを確認できたと思う。

実例に注目した場合の、こうした皇帝親祭と有司摂祭との二分化はどう理解すればよいだろうか。この点については開元以後、親祭での献官指名に慣例ができ、議論がおこらなくなるという状況と無関係ではないように思う。高宗封禅や中宗南郊時に献官に関する議論がおこったのは、その親祭そのものが重視されていたからにほかならない。おそらく唐初から中宗ころまでは、不定期に行われる皇帝親祭はそれ自体が国家祭祀として特別な意味をもっており、そこに献官として参加することは政治的社会的に非常に意味のあるものであったと考えられる。それが玄宗期を境にして皇帝親祭の三献は李氏が行う慣例つくられ、親祭を足がかりとした勢力伸長の機会が絶たれた。皇帝親祭における三献が李氏のみで占められるようになるのは、ある意味で国家祭祀が皇室祭祀へ矮小化したとみえなくもないが、有司摂祭の整備を想定するなら

江川 式部

ば、唐朝としての国家祭祀そのものは拡大し、分化が進んだとみるべきであろう。皇帝親祭は国家祭祀の一形態となっていき、そして常祀における有司摂祭が整備されたことにより、三公・中書門下・尚書・卿あるいは東宮官ら高官のそれぞれに執祭官となる機会が与えられたものの、こうした常祀が文字通り日常化するに伴い、機械的に行われる祭祀への参与は急速に政治的意義を失っていったのではなかろうか。唐後半期における常祀摂祭の乱れや形骸化⁽⁴²⁾ は、そうした状況を経て生じたものと考えられるのである。

最後に、礼の規定と実際の問題、すなわち本稿第二章でみてきた規定の問題と、第三章でみた実際の問題との二重構造について考えてみたい。『開元礼』の規定は、礼文の作成段階においては、唐以前の儀礼を集大成し、唐礼の基礎を作成するものであった。しかし成書後にこれが実際の祭祀における実用マニュアルとして使用されたわけではない。ほとんど適用されないまま、しかし破棄されたり改訂されたり散逸したりすることなく、唐後半期を通じて残されたのである。第三章でみた実例の変遷、とくに有司摂祭の不安定な挙行状態などをみると、祭祀儀礼を行うことはそもそも流動的要素が入り込みやすいものであって、むしろ変化することが常態であった。このため『開元礼』には成書後、そうした変化を規制するものとしての存在意味が加わったと考えられるのである。実態にあわない規定が存在し続けた背景には、こうした綱領としての役割を期待されたという事情があったからではなかろうか。

註

- (1) 本稿では洪氏公善堂校刊本の景印本(『大唐開元礼附大唐郊祀録』,池田温解題,古典研究会影印, 汲古書院,初版 1972 年,第2版 1981 年)を使用した。
- (2) 小林 聡「中国的「中世」をどうとらえるか? 礼制・律令制・貴族性の連関を求めて 」 (『埼玉社会科研究』7, 埼玉大学社会科教育研究会, 2001 年) 参照。
- (3) 金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』(岩波書店,2006年)参照。
- (4) 唐から宋への儀礼制度の変遷については、小島毅「郊祀制度の変遷」(『東洋文化研究所紀要』第 108 冊、東京大学東洋文化研究所、1989 年)、呉麗娯「唐宋之際的礼儀新秩序 —— 以唐代的公卿巡 陵和陵廟薦食為中心 ——」(『唐研究』第十一巻、2005 年)が詳しい。
- (5) 『開元礼』の行用問題については、はやく内藤乾吉「唐六典の行用について」(同氏『中国法制史考証』所収、有斐閣、1963年。初出は1936年)がこれをとりあげ、また最近では呉麗娯「営造盛世:《大唐開元礼》的撰作縁起」(『中国史研究』2005年第3期、中国史研究雑誌社、2005年)があり、いずれも編纂後の礼制への適用状況を精査してその行用問題を論じている。呉麗娯氏はさらに「礼用之辨:《大唐開元礼》中的行用釈疑」(『文史』2005年第2輯,総第71期)において更に考察を進め、『開元礼』が『礼記』に代わる新たな経典を意図して作られ、その編纂方法によって実用参考的な面も備えていたが、現実の礼制のめまぐるしい変遷の過程においては、礼典よりも制動格式が依拠の対象となり、『開元礼』は原則あるいは綱領として行用されたとする。
- (6) 拙稿「唐朝祭祀における五斉三酒」(『文学研究論集』14,明治大学文学研究科,2001年),「唐朝祭祀における玄酒と明水――『大唐開元礼』の記載とその背景――」(『駿台史学』第113号,2001年8月),「唐の廟享と課礼」(『明治大学人文科学研究科紀要』第55冊,2004年)参照。
- (7) 『開元礼』における五斉三酒については、註(6)所掲拙稿「唐朝祭祀における五斉三酒」を参照。

なお当該論文執筆時には、唐代の五斉三酒について、その虚実を明確にすることはできなかった。 現在は、古礼における名称を復活させて礼文に組み込んではいるが、実物としては古礼の製造方法 を熟知したうえで作られたものではなかった、と考えている。

- (8) 明水は実際にはただの水だが、同じく水である玄酒とは差別化されたものであり、祭祀において は重要な意味をもつ。註(6)所掲拙稿「唐朝祭祀における玄酒と明水」参照。
- (9) 唐代の太尉は、三公の筆頭として『唐六典』に記載される。『六典』巻一に、

三公。太尉一人,司徒一人,司空一人。…太尉一人,正一品。[原註:…(隋)置公則於尚書省上,皇朝因焉。…其後,親王拝三公者皆不視事,祭祀則摂者行焉]

三公。太尉一人,司徒一人,司空一人。…太尉一人,正一品。[原註:…(隋)公を置くに則ち尚書省の上に於てす,皇朝焉に因る。…其の後,親王の三公を拝する者は皆な事を視ず,祭祀は則ち摂者焉を行う]

とあり、光禄卿については、同じく『六典』巻一五につぎのようにある。

光禄寺, 卿一人, 従三品。…光禄卿之職…若三公摂祭, 則為之終献。

光禄寺、卿一人、従三品。…光禄卿之職…若し三公摂祭すれば、則ち之が終献と為す。

なお唐代の九寺においては、通常太常寺が筆頭とされ、『六典』もこの順に従っている。

- (10) 『礼記』の版本は、阮元校刻十三経注疏本(中華書局 1980 年影印)を使用。
- (11) 『続漢書』百官志・太尉條には、「太尉、公一人。本注曰…凡郊祀之事、掌亜献。(太尉、公一人。本注曰、…凡ぞ郊祀の事、亜献を掌る)」とある。
- (12) 梁武帝の南郊一献の採択については、『隋書』巻六・礼儀志にはつぎのようにある。

(梁天監)七年,帝以,一献為質,三献則文,事天之道,理不応然。詔下詳議。博士陸瑋,明 山賓,礼官司馬褧,以為宗祧三献,義兼臣下,上天之礼,主在帝王,約理申義,一献為允。自 是天地之祭皆一献,始省太尉亜献,光禄終献。

(梁天監) 七年(508), 帝以らく, 一献は質と為し, 三献は則ち文なり, 天に事うるの道, 理として応に然らず, と。詔を下して詳議せしむ。博士陸瑋, 明山寶, 礼官司馬褧, 以為らく, 宗祧三献は, 義として臣下を兼ぬ, 上天の礼は, 主は帝王に在り, 理を約し義を申ぶるに, 一献もて允と為す, と。是れ自り天地の祭は皆な一献とし,始めて太尉亜献,光禄終献を省く。梁はまた,この郊祀以外にも,迎気の祭祀についても一献とした。『隋書』巻七・礼儀志・迎気

條参照。なお「質」「文」の解釈については、時代ごとに異なるものであり、ここで梁の武帝が示した「質」を至上とする理解は、鄭玄注にはみられないものである。

- (13) 『隋書』巻六・礼儀志には次のようにいう。
 - (許) 亨又奏曰,梁儀注曰「一献為質,三献為文。事天之事,故不三献」。臣案周礼司樽所言,三献施於宗祧。而鄭注「一献施於群小祀」。今用小祀之礼施於天神大帝,梁武此義為不通矣。且樽俎之物,依於質文,拝献之礼,主於虔敬。今請凡郊丘祀事,準於宗祧,三献為允。制曰依議。
 - (許) 亨又た奏して曰く、梁儀注に曰く「一献は質と為し、三献は文と為す。天に事うるの事、故に三献せず」と。臣、周礼司樽の言う所を案ずるに、三献は宗祧に施す。而るに鄭注は「一献は群小祀に施す」とあり。今小祀の礼を用て天神大帝に施す、梁武の此義は通ぜざると為す。且つ樽俎の物は、質文に依り、拝献の礼は、虔敬に主る。今請らくは凡そ郊丘の祀事は、宗祧に準じ、三献を允と為さんことを、と。制して議に依れと曰う。

この史料から、以後陳が天に対する祭祀では三献に戻したことを知りうるが、一方で「宗祧に準じ」ともあり、宗廟については梁・陳ともに三献のままであったこともわかる。

(14) 北斉については、『隋書』巻六・礼儀志に、

後斉制, …円丘…正月上辛, 祀昊天上帝於其上, 以高祖神武皇帝配。…皇帝初献, 太尉亜献, 光禄終献。司徒献五帝。司空献日月·五星·二十八宿。太常丞已下薦衆星。

後斉制, …円丘(圜丘) …正月上辛, 昊天上帝を其上に祀り, 高祖神武皇帝を以て配す…皇帝

初献し、太尉亜献し、光禄終献す。司徒は五帝に献ず。司空は日月・五星・二十八宿に献ず。 太常丞已下は衆星に薦す。

とあり、郊祀の三献を確認できる。このほか史料に残る五郊迎気、太社、高謀についても三献であった。『隋書』巻七・礼儀志参照。

(15) 北周については、『隋書』巻七・礼儀志に五郊迎気の史料を載せて、次のように述べる。 後周五郊壇…其儀頗同南郊。冢宰亜献、宗伯終献、礼畢。

後周五郊壇…其の儀は頗る南郊と同じ。冢宰亜献し、宗伯終献し、礼畢る。

「其の儀は頗る南郊と同じ」とあることによって, 南郊も三献であったことを知りうる。このほか 『隋書』礼儀志に掲載される北周の祭祀では, 祫禘(宗廟大祭), 社稷, 先蚕, 蜡祭, 春分朝日に献 奠の記述があり, 亜献終献担当者は異なるものの, すべて三献である。

(16) 隋については、大業十年の冬至に行った園丘での南郊の記事が『隋書』巻六・礼儀志にある。「是日大風、帝独献上帝、三公分献五帝。礼畢、御馬疾駆而帰(是日大風あり、帝独り上帝に献し、三公分けて五帝に献ず。礼畢り、馬を御し疾駆して帰る)」というもので、上帝(天帝)への一献が記されているが、記事全体からすれば悪天候による非常事態と読めるため、一献が常態であったとは思われない。むしろ『隋書』百官志に、太尉の職掌として祭祀の際の亜献があり、また五方上帝の一つ青帝を祭った隋の明堂祭祀においては、皇帝・太尉・司農での三献が述べられていることから、隋においても三献が基本であったとみてよいであろう。

なお三献の、ことに有司摂祭における三献官の例について『大唐郊祀録』巻二・奠献條に記載があるが、『隋書』礼儀志を典拠としたと思われる部分についても、陳制を隋制と誤読するなどしており、参照には慎重でなければならない。

(17) 『続漢書』百官志には,

光禄勲, 卿一人, 中二千石。本注曰, 掌宿衛宮殿門戸。典謁署郎, 更直執戟, 宿衛門戸, 考其 徳行, 而進退之。郊祀之事, 掌三献。

光禄勲, 卿一人, 中二千石。本注曰く, 宮殿の門戸を宿衛するを掌る。署郎を典謁し, 更直して戟を執り, 門戸を宿衛し, 其の徳行を考し之を進退す。郊祀の事, 三献を掌る。

また唐の光禄卿については、『唐六典』巻一五・太常寺條には、

光禄寺, 卿一人, 従三品。…光禄卿之職, 掌邦国酒醴膳羞之事…凡国有大祭祀, 則省牲・鑊, 視濯・漑。若三公摂祭, 則為之終献。

光禄寺, 卿一人, 従三品。…光禄卿の職, 邦国の酒醴膳羞の事を掌る…凡そ国に大祭祀有らば, 則ち牲・鑊を省み, 濯・漑を視る。若し三公摂祭せば, 則ち之が終献と為す。

とある。当該部分の原註に「今雖取其名,職務則別(今其の名を取ると雖も,職務は則ち別つ)」 とあるごとく,職掌は全く異なる。

- (18) 『開元礼』は吉礼(巻一~七八)・資礼(巻七九・八○)・軍礼(巻八一~九○)・嘉礼(巻九一~一三○)・凶礼(巻一三一~一五○)の順に巻数がたてられている。吉礼は天地宗廟等の祭礼、資礼は資客迎労儀礼、軍礼は巡狩・軍事の祭礼、嘉礼は冠婚等通過儀礼、凶礼は葬送儀礼の式次第を記す。本稿ではとくに天地宗廟等の国家祭祀における三献儀礼を取り上げるため、当表においては、吉礼部分に限定して整理している。
- (19) 唐朝の大祀・中祀・小祀については、金子修一「皇帝支配と皇帝祭祀 唐代の大祀・中祀・小祀を手がかりに ——」(前掲註(3)同氏『中国古代皇帝祭祀の研究』序章。初出は1976年)を参照。
- (20) 亜献・終献の担当官が礼文に明記されないという例は、州県の社稷のほかにも、嶽灒祭祀にみることができる。いずれも各地方で行われる祭祀であるから、基本的には州刺史が初献を務めるが、 亜献・終献は現地における任命が許されたのであろう。とはいえ初献>亜献>終献という担当官の 官位の格付けは遵守すべきであったと考える。
- (21) この正義の文章は、先の『礼記』礼器の鄭玄注を敷衍するものである。したがって文=尊、質= 卑という解釈をしているのであり、『開元礼』もこの解釈を採用したことになろう。

- (22) 唐朝がことに郊祀宗廟を重視して唐礼を組み立てていることは、『開元礼』が吉礼の冬至南郊 (以下,地祇,迎気,五方,太社,五嶽四濱,宗廟…の順)を筆頭に置いていることでも明らかで ある。なお,こうした郊祀宗廟重視の全容については、金子修一「皇帝制度」(谷川道雄他編『魏 晋南北朝隋唐時代史の基本問題』,汲古書院,1997年)及び同氏『古代中国と皇帝祭祀』,汲古選 書,2001年)参照。
- (23) 小林聡「漢六朝時代における礼制と官制の関係に関する一考察 礼制秩序の中における三公の 位置づけを中心に ——」(『東洋史研究』第 60 巻第 4 号, 2002 年)第四章「南朝時代における三献 問題の推移」参照。
- (24) 前掲註(23)小林氏論文。
- (25) 『宋書』巻一四·礼志, 劉宋孝建二年南郊條参照。
- (26) 本稿第一章参照。
- (27) 唐朝祭祀における皇帝親祭と有司摂事の問題については、金子修一「唐代皇帝祭祀の親祭と有司 摂事」(前掲註(3)『中国古代皇帝祭祀の研究』第三章、初出は1988年)。
- (28) 唐代に実際に行われた親祭はおよそ 120 餘例確認できるが、このうち亜献終献の担当者が判明するのは 20 餘例に過ぎない。本表ではこの 20 餘例のみをとりあげる。
- (29) 唐朝は王朝設立直後は隋礼を用い、太宗貞観十一年(637)にいたってようやく国家礼典として『貞観礼』を編纂した。のち高宗の顕慶三年(658)に『顕慶礼』を編纂したが、封禅儀注については、こうした国家礼典とは別に編纂されたようである。高宗に先立つ太宗の貞観年間にも、太宗に封禅を勧める動きがあり、既に貞観十五年(641)に封禅儀注が編纂されていた。この太宗封禅儀注については、諸事情により太宗が封禅を行わなかったため、お蔵入りとなっていた可能性が高い。また一方で「光禄卿」が官職名として登場するのは梁以後のことであるから、この旧礼についてもそれ以後のものと考えるのが妥当であろう。或いは「旧礼」というのは、太宗の封禅儀注をさすものか。なお、この唐高宗による封禅の挙行は、後漢光武帝以来のことであった。馬端臨『文献通考』巻八四・封禅條及び何平立『巡守与封禅 封建政治的文化軌迹』(斉魯書社、2003 年)参照。また唐代の封禅に関しては麥谷邦夫「唐代封禅議小考」(小南一郎編『中国文明の形成』、朋友書店、2005 年)が、封禅挙行に関わるさまざまな議から『開元礼』所載の儀式次第に及ぶまで詳細に説く。
- (30) 皇帝初献・太常卿亜献・光禄卿終献というかたちでの三献は、後漢~隋期の祭祀儀礼にはみられない。先の旧礼が太宗封禅儀注ではないかと考える理由のひとつである。
- (31) 司礼太常伯については、『唐六典』巻四・尚書礼部條に、
 - 礼部尚書一人,正三品。[原註:周之春官卿也。…後周依周官,置春官府大宗伯卿一人。隋更為礼部尚書。皇朝因之。龍朔二年改為司礼太常伯,咸亨元年復為礼部。…]
 - 礼部尚書一人,正三品。[原註:周の春官卿なり。…後周周官に依り,春官府大宗伯卿一人を置く。隋更めて礼部尚書と為す。皇朝之に因る。龍朔二年(662)改めて司礼太常伯と為し,咸亨元年(670)復た礼部と為す。…]
 - とあり、龍朔二年二月の官制改革の際に礼部尚書を改称したものだということがわかる。
- (32) 『旧唐書』巻五・高宗本紀には,
 - (上元二年三月)…時帝風疹不能聴朝,政事皆決於天后。自誅上官儀後,上毎視朝,天后垂簾於御座後,政事大小皆預聞之。內外称為二聖。帝欲下詔令天后摂国政。中書侍郎郝處俊諫止之。 (上元二年(675)三月)…時に帝風疹ありて朝を聴くこと能わず,政事は皆な天后に決す。上官儀を誅して自り後,上視朝する毎に,天后御座の後に垂簾し,政事は大小皆な之を預聞す。 內外称して二聖と為す。帝詔を下して天后をして国政を摂ら令めんと欲す。中書侍郎郝處俊諫めて之を止む。

とあり、上官儀の武后廃后が失敗に終った664年以後は、朝堂での垂簾聴政を始めたことがわかる。 武后が政治に関与を始めた時期について、氣質澤保規氏はさらにさかのぼって顕慶五年(660)頃 とする(同氏『則天武后』,白帝社,1995年)。

(33) 越国太妃燕氏は太宗の妃嬪の一人で、のち688年に武后に謀反を起こした越王貞の母である。 『通鑑』胡注には、太妃がこのとき終献に指名されたのは、当時太宗の妃嬪で残っていたのが彼女 だけだったからではないかとする。太妃については陝西省醴泉県昭陵に墓碑があり(現在昭陵博物 館収蔵)、また1990年5月には墓誌が出土し、同じく昭陵博物館に収められている。この666年の 封禅について、墓誌には次のように述べられている。

乾封肇歲, 肆覲岱宗。射牛燎鶼, 千載光其盛事。秸席芝泥, 万霊薦其繁祉。登封起白雲之瑞, 降禅粛黄琮之儀。二聖展珪瓚於孝思, 太妃奉褕翟於三献。宗祀之貴, 於斯而極。

乾封肇歳, 岱宗に肆観(礼をもって見える)す。射牛燎鵝(祭祀の供物)もて, 千載に其の盛事を光す。秸席芝泥(秸席はわらで編んだ蓆, 芝泥は紫粉。祭祀に用いる品)もて, 万霊に其の繁祉(多福)を薦む。登封して白雲の瑞を起し, 降禅して黄琮の儀を粛む。二聖(高宗と武后)圭瓚を孝思に展べ, 太妃楡翟(祭服)を三献に奉る。宗祀の貴きこと, 斯に於いて極る。

- (34) このほか章后亜献には、当時国子司業兼集文館学士であった褚无量も反対し、『旧唐書』巻一〇二の彼の列伝には、その建議の詳細を載せている。
- (35) 『旧唐書』巻七・中宗本紀にはつぎのようにある。

(景龍三年)十一月乙丑,親祀南郊。皇后登壇亜献,左僕射舒国公章巨源為終献。 (景龍三年(709))十一月乙丑,南郊を親祀す。皇后壇に登りて亜献し,左僕射舒国公章巨源 終献と為る。

- (36) 章巨源が「摂太尉」として終献を務めたことは、『資治通鑑』巻二○九・景龍三年八月條に、「上 将祀南郊…以皇后為亜献、…以巨源摂太尉為終献(上将に南郊に祀らんとし…皇后を以て亜献と為 し、…巨源を以て太尉を摂し終献と為す)」とある。
- (37) 韋巨源は翌709年,李隆基による韋后・安楽公主殺害の混乱の中,乱兵に殺害される。
- (38) 黄門監は官名で、侍中のことをいう。開元元年(713)に門下省を黄門省と改め、侍中を黄門監、 侍郎を黄門侍郎と称した。開元五年(717)に「門下省侍中」に復旧された。『唐六典』巻八・門下 省・侍中條原註参照。
- (39) 仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会,1933年初版,1964年復刻) 祠令第八・附録参照。
- (40) 金子修一「漢代における郊祀・宗廟制度の運用とその意義」(前掲註(3)『中国古代皇帝祭祀の研究』第四章)。
- (41) 顔真卿は代宗永泰二年(766)二月に、太廟廟享を摂事している。『新唐書』巻一五三・顔真卿列 伝及び、清・黄本麟「顔魯公年譜」(『顔真卿集』所収、黒竜江人民出版社、1993年)参照。
- (42) 金子修一前掲註(27)論文参照。金子氏は「唐後半期に通例の皇帝祭祀の形骸化が進行していた様相が窺われる」として、唐後半期における有司摂祭の形骸化が進んでいたことを指摘している。

Dedicating Alcohol Three Times (San-xian) at Rituals in Tang China

EGAWA Shikibu

The purposes of this paper are to re-examine the nature and content of ritual dedication of alcohol to the God in Tang China, to clarify temporal changes in the bases of the codes concerning rituals, and to consider their historical background. Dedication of alcohol to the God was an important aspect of the religious rites of Tang China. Dedication took place either three times or once depending on the scale of rituals. The organizer of a ritual dedicated alcohol to the god. He prayed in the process of communication with the God. When the emperor himself directed a ritual, he performed the first dedication of alcohol. As to who performed the second and third dedications of alcohol, however, codes and actual practices differed. The difference became less subtle as time passed.

The source of the codes concerning the three dedications of alcohol to the God at the rites performed by the emperor as described in the *Da Tang kai-yunan-li* was a Han Dynasty custom. It consisted of emperor's first dedication, Tai-wei's second dedication, and Guang-lu-xun's last dedication. The *Da Tang kai-yunan-li* also defined that rituals performed by the government officials should consist of the first dedication by Tai-wei, the second by Tai-chang-qing, and the last by Guang-lu-qing. The author considers that this definition was created based on the precedents in the Wei-Jin Period when rites performed by the emperor did not take place.

Furthermore, the author looks into who actually dedicated alcohol at rituals in Tang China. In the cases of rites performed by the emperor, no customary rules existed as to who conducted the second and last dedications of alcohol until the reign of the Emperor Rui Zong (684–696). During the Kai-yuan era (713–742), however, princes conducted the second and last dedications. The custom became solidified later so that the crown prince should conduct the second and last dedications. This indicates that government officials were excluded from the rituals performed by the emperor; the participation in the rituals became monopolized by the Li family. This seems in a sense that the national rituals were transformed into family rituals of the Li's. In reality, however, the sophistication of a system of conducting ordinary rituals by governmental officials resulted in the expansion of national rituals of the Tang Dynasty. In this sense, rites conducted by the emperor should be viewed as a part of the national rituals.

Keywords: Tang China; Religious rituals; Dedication of alcohol to the god three times; Emperor; Governmental officials; *Da Tang kai-yunan-li*